

# アジア・太平洋地域渡り性水鳥戦略 2001 - 2005

案(第1次協議用)

2000年9月8日

作成

アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全委員会  
(Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee)

後援

日本国環境庁



*Others to be added*

**本書を引用する場合の表示の例**

Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee. 2000. *Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005*. Wetlands International - Asia Pacific. Kuala Lumpur, Malaysia pp xx

Wetlands International – Asia Pacific  
3A39 Block A Kelana Centre Point  
SS 7/19 Petaling Jaya  
47301 Selangor  
Malaysia

Tel: + 60-3-7046770  
Fax: +60-3-7046772  
Email: [wiap@wiap.nasionet.net](mailto:wiap@wiap.nasionet.net)  
URL: [www/ngo/asiapac.net/wetlands/](http://www/ngo/asiapac.net/wetlands/)

## 目次

目次 .....	ii
要旨 .....	iv
謝辞 .....	vi
<b>1 序論: 水鳥と湿地.....</b>	<b>1</b>
<b>2 アジア・太平洋地域の状況.....</b>	<b>6</b>
2.1 水鳥の主要なフライウェイ .....	6
2.2 対象範囲 .....	6
2.3 アジア・太平洋地域の水鳥 .....	7
2.3.1 特別な行動が必要な水鳥 .....	7
2.4 水鳥と湿地に対する脅威の概観 .....	9
2.4.1 生息地の喪失 .....	9
2.4.2 生息地の悪化 .....	10
2.4.3 持ち込まれた種或いは外来の種に起因する脅威 .....	10
2.4.4 水鳥の捕獲 .....	10
2.5 水鳥と湿地の保全のための情報のニーズ .....	10
2.6 渡り性の水鳥の保全のための枠組み .....	11
2.6.1 国家の政策と法令 .....	11
2.6.2 非政府の保全活動 .....	12
2.6.3 国際的な保全条約、協定、枠組み .....	12
<b>3. 「戦略」の枠組み.....</b>	<b>6</b>
3.1 主要要素 .....	17
3.2 「戦略」の実施 .....	19
要素1: 種群及び全地球的に脅かされている種についての行動計画 .....	19
要素2: 渡り性の水鳥にとって国際的に重要な生息地の、効果的に管理され たネットワーク .....	20
要素3: 地域全体かつすべてのレベルにおいての、水鳥及び水鳥と湿地の価 値・機能との密接な関係についての意識の向上 .....	21
要素4: 政府機関及び非政府団体の、渡り性の水鳥のための保全行動を実施 する能力の向上 .....	22
要素5: 渡り性の水鳥とその生息地の適切な管理のための知見の基礎の向上 と情報交換の増加 .....	23
要素6: アジア・太平洋地域における渡り性の水鳥とその生息地の保全の基 礎としての国と州の、調和された政策及び法令 .....	24
要素7: 協力を増加させ、よりよい結果をもたらすような、すべてのレベル における組織的関係の向上 .....	25
要素8: この「戦略」を実施するための十分な計画と資金 .....	26
<b>4. 組織体制.....</b>	<b>27</b>
4.1 行動の調整 .....	27
・ 渡り性水鳥保全委員会(MWCC) .....	27
・ 作業部会(Working Groups) .....	28
・ 水鳥担当官(Waterbird Officers) .....	28

# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000

FIRST CONSULTATION DRAFT

Page iii

4.2 「戦略」の資金確保 .....	29
4.3 「戦略」の評価.....	29
<b>5 参考文献.....</b>	<b>30</b>
<b>6 資料.....</b>	<b>33</b>
資料 1: アジア・太平洋地域における水鳥の保全に直接関係する国際条約 の締結 .....	33
資料 2: アジア・太平洋地域において保全上特別に関心が持たれる渡り性 の水鳥の種 .....	35
資料 3: ラムサール条約 勧告 6.4 .....	38
資料 4: ラムサール条約 勧告 7.3 .....	40
資料 5: ラムサール条約 決議 VII.21 .....	42
資料 6: 渡り性水鳥保全委員会(MWCC)と作業部会の連絡先詳細 .....	44

## 要旨

The cyclical migration of waterbirds across the globe has been long recognised as a natural wonder. Annually waterbirds fly many thousands of kilometres across a vast range of climates and habitats in response to the urge to nest, to replenish their reserves of strength and to avoid adverse weather conditions. This constant pattern has been repeated many times and predates the evolution of mankind.

In meeting the demands of their life cycles, birds depend on high quality wetlands and other habitats in many countries. However this pattern of existence of migratory waterbirds has come under increasing threat. Rapid human development across the globe has dramatically increased pressure on wetlands and other habitats resulting in their degradation and loss, their pollution and increased harvesting of waterbirds. Efforts to conserve migratory species in one country can only be effective, if they are complemented by actions in the other countries through which the species moves during its annual cycle. Complementary actions in all range states are therefore essential for the conservation of migratory species.

In recognition of the threats to migratory waterbirds and the need for action across the region to conserve them and their habitats, the *Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy: 1996-2000* was developed. The Strategy has been actively supported by the governments of Australia and Japan and coordinated by Wetlands International.

An international committee, the Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee (MWCC) was established to monitor the implementation of the Strategy. The MWCC comprises six government representatives (Australia, China, India, Indonesia, Japan and Russia), the Convention on Wetlands (Ramsar), Convention on Migratory Species, international NGOs (BirdLife International and World Wide Fund for Nature), chairs of the three technical Working Groups (for Anatidae, cranes and shorebirds) and a Wetlands International Specialist Group Coordinator. The Strategy has been very successful in promoting international cooperation and an awareness of the need to work together to promote conservation. A number of international and national activities have been undertaken, primarily through the implementation of three regional migratory waterbird conservation action plans (shorebirds, cranes and Anatidae) including the establishment of three networks of sites of international importance for these groups of waterbirds. The networks comprise 68 sites in 9 countries with new sites being added each year. Based on the successes of the Strategy over the past five years, the MWCC recommended the development and implementation of this second Strategy for the period 2001-2005.

The Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005 aims to continue and expand on the successes of the previous Strategy by providing the international framework for the conservation of migratory waterbirds and their habitats in Asia-Pacific into the 21<sup>st</sup> century.

Over the next five years the Strategy aims to have:

- implementation of action plans for: three species groups in the East Asian – Australasian Flyway, globally threatened species, and the Central Asian – Indian Flyway;
- establish effective networks of sites in the flyways to conserve migratory waterbirds and their important sites;
- build and strengthen capacity of governments and NGOs to sustainably manage waterbirds and wetlands; by providing training to managers of important sites;
- promote conservation education, public and community awareness at the international, national and local level through the development of products and programmes;
- enhance programmes to monitor waterbird diversity and abundance at important sites; through improving our knowledge base of wetlands by contributing to regional inventories;
- improve our understanding of migration patterns and conservation needs of waterbirds;
- promote the implementation of improved national policy and legislation to ensure management of waterbirds and their habitats;
- improve links between local communities at important sites;
- promote the sharing of knowledge and skills through various forums (meetings, publications, newsletters, web sites, etc.); and

## **Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005**

**September 2000**      **FIRST CONSULTATION DRAFT**      **Page v**

- stimulate the mobilisation of US\$ 5 Million to achieve these activities.

The Strategy outlines seven key elements achieve these aims. Implementation will require cooperation between governments, conventions, international and national corporations, bilateral and multilateral donor agencies, international and national non-governmental organisations and local communities to coordinate, support and implement actions.

## 謝辭

### 未完成

Implementation of the Strategy: 1996-2000 and the development of the Strategy: 2001 - 2005 has been a cooperative initiative involving governments of the region, the Convention on Wetlands, the Convention on Migratory Species, BirdLife International, Wetlands International, World Wide Fund for Nature, International Crane Foundation, national and local NGOs and members of the public.

Wetlands International acknowledges the major funding support received from the governments of Australia and Japan.

Wetlands International is very grateful to present and past members of the Asia Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee (MWCC), Anatidae Working Group, Crane Working Group, Shorebird Working Group and the Flyway Officers, who have contributed to the implementation of the Strategy and guiding the development of future plans:

Vladmir A. Andronov, Mark Barter, Simba Chan, Carlo Custodio, Agus Dermawan, Rebecca D'Cruz, Brendan Edgar, Yuri Gerasimov, Nikolai Germogenov, Jim Harris, Douglas Hykle, Noritaka Ichida, Valentin Ilyashenko, Kim Jin-han, Park Jin Young, Anmol Kumar, Robert R. Leedy, Yuxiang Li, Masayuki Kurechi, Trixi Madon, Marlynn M. Mendoza, Yoshihiko Miyabayashi, David Melville, Kojiro Mori, Yaya Mulyana, Taej Mundkur, Fumiko Nakao, Qian Fawen, Alison Russell-French, Tobai Sadayosi, M. Satyanaryana, Tom Scotney, S.C. Sharma, Evgeny, E. Syroechkovski Jr., Uthai Treesucon, Natsagdorjyn Tsevenmyadag, Sadayosi Tobai, Toshio Torii, Pak U –il, Wang Weisheng, Wang Wei, Doug Watkins Lew Young, and Zhen Ren De.

Staff of Wetland International (present and past) have assisted in various ways to develop, promote and implement actions of the Strategy and in the preparation of the document. We are grateful to all staff especially: Olga Anisimova, Chen Kelin, Dibjo Sartono, Paul Erftmeijer, Kaori Matsui, Arthur Mitchell, Koji Tagi, C.L. Trisal, David Li, Mam Kosal, Michael Ounsted, Rosie Ounsted, Faizal Parish, Marcel Silvius, Yus Rusila Noor, Joost van der Ven, Nelson Yeoh, and Lim Seng Yam.

In the preparation of this document, useful comments and suggestions have also been received from a number of people in addition to those listed above whom we also wish to thank: Tim Dodman, Ayu Rahayu Mustapha, Roger Jaensch, Amaravathy Sivalingam and Matt Wheeler (of Wetlands International), Jim Harris and Crawford Prentice (International Crane Foundation), and Mike Crosby (BirdLife International). Eileen Rees, Stephan Pihl and David Stroud of the Wetlands International Specialist Groups kindly reviewed the draft Strategy. *others to be added.*

## 1 序論 湿地と水鳥

利害関係のいくつかの圏域で重要な役割を果たす。ツル、ハクチョウ、ガン、カモなど、いくつかの種は崇められている。水鳥は、食物連鎖及び栄養循環において重要な連関を成して、たいいていの湿地生態系の重要な構成要素となっている。一定の作物に害を及ぼす生物と見なされるものがあるものの、多くの湿地の種も、農業に害を与える生物の制御において重要な役割を果たす。これら及びその他の事情から、アジア・太平洋地域の多くのコミュニティでは、水鳥にたいして尊重をもって見ている。鳥類は、おそらく魚類の次に、人々を湿地に引きつける上で最も重要な動物のグループであろう。

多くの水鳥は渡り鳥で、地球上の繁殖地と非繁殖地の間で一定の幅と長さを持ついろいろなフライウェイ（渡り経路）に沿って毎年渡りを行う。毎年の渡りの間、休憩し、採餌するために、渡りには不可欠で、かつ、生き残るためには絶対の「飛び石」となる所々でごく短い期間止まる。渡り鳥は、定期的に国の境界を越える。そのため、渡り性の水鳥の保全は、明らかに、フライウェイ(渡り経路)にあるすべての国の集団的責務である。

**湿地**は、次のように定義される。  
天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか、一時的なものであるかを問わず、更には水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず、低潮時における水深が6メートルを越えない海域を含む。」(ラムサール条約第1条第1項)  
また、「水辺及び沿岸の地帯であって湿地に隣接するもの並びに鳥又は低潮時における水深が6メートルを超える海域であって湿地に囲まれているものを含めることができる。」(同第2条第1項)

砂浜、干潟、サンゴ礁、環礁、マングローブなど、その大半が湿地である大変多様な生息地に依存している。

水鳥は、次のように幅広く定義される。

「生態上湿地に依存している鳥」で、かつ、一般には野禽(wildfowl)、水鳥(waterfowl)、シギ・チドリ類(shorebirds)、渉禽類(waders)として知られる、伝統的に認められているグループを含む。

これらのグループに加え、カワセミ、猛禽類及びスズメ目の鳥など、同じく湿地に依存しているその他の鳥類もいる。これらの鳥も水鳥を保全しようとの努力の恩恵を受けるが、この「戦略」では焦点を当てていない。

**渡り鳥の個体群(Migratory populations)**には、全個体群または個体群のうちの相当部分(1%を超える。)が周期的かつ予測できる形で、1以上の国の管轄の境界を越えるものを含める。  
ボン条約の規定(第1条)による。

このような毎年の渡りの間、鳥たちは、極地のツンドラから森林、河川、河口域、湖沼・湿原、農地、水田、沙漠、海岸湿地、

**フライウェイ（渡り経路）**は、次のように定義される。鳥類のある個体群、種または種群の、休憩地(経過地)を経ての、繁殖地と非繁殖地(越冬地)との間の、渡りの経路。



人間の必要のための直接、間接の改変及び持続可能でない水鳥の捕獲による水鳥の生息地の喪失が、いくつかの水鳥の個体群及び種の数の減少をもたらした。最も壊滅的な減少のいくつかは、過去数十年尾間に起こっている。かつ、この地域において脅かされている種が急速に拡大し、水鳥のグループのうちの幅広いものが含まれることとなった。減少がよく記録されている個体群もあるが、不明なままのものが多く。個体数の減少の背景事情を理解し、そのような背景の傾向を制御するようにすることは、湿地という生息地の生物多様性の重要な構成要素が失われるのを防止する上で絶対不可欠である。

特定の生息地を使用する水鳥の数には、生息地のタイプと質、食物の豊富さと入手可能性、各欄のレベルが関係している。水鳥のモニタリングを行うことで、湿地の状態について価値ある情報が得られる。かつ、モニタリングは、湿地の重要性と保全の価値についての啓発の重要な手段ともなる。

世界中で、水鳥は、地域において、全国において、また国際的に、湿地とその生物相保全と持続可能な利用についての注目を集め、また、行動を起こさせる強力かつ効率的な手段として役立つことが例証されてきた。繁殖期及び繁殖期以外における渡り性水鳥の個体群の分布を基に、世界は、多少の重複のある3つの主要フライウェイ（渡り経路）地域に区分できる。即ち、

- 南北アメリカ・フライウェイ(渡り経路)群
- アフリカ・ユーラシアフライウェイ(渡り経路)群
- アジア・太平洋フライウェイ(渡り経路)群

世界における湿地と水鳥の保全の促進は、自然の管理と保全に当たる政府機関、国際的及び国内的な非政府組織(NGO)その他のグループによって行われつつある。経験からは、調整した形で保全努力を実行することで、限りある資金を最大限に活用することができ、かつ、湿地という生息地のより持続可能な利用と保全の成果がもたらされることが明らかになった。

「フライウェイ」に基づいた行動の必要性に対応して、次のような幅広い協力の取り組みが行われるようになってきた。

- **南北アメリカ・フライウェイ群** 「西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク(Western Hemisphere Shorebird Reserve Network: WHSRN)」により、米州全体における渡り性のシギ・チドリ類の保全の促進が図られている。「北米水禽管理計画(North American Waterfowl Management Plan: NAWMP)」により、北米のガンカモ科(カモ、ガン、ハクチョウ)の保全の促進が図られている。「(米国)シギ・チドリ類管理計画(Shorebird Management Plan)」も作成中である。
- **アフリカ・ユーラシア・フライウェイ群** 「移動性野生動物の種の保全に関する条約(Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals)」(CMS、ボン条約)の下での「アフリカ・ユーラシア渡り性水鳥の保全に関する協定(Agreement on the Conservation of African-Eurasian Migratory Waterbirds: AEWA)」が1999年11月に発効し、現在、30か国近くが締結している。
- **アジア・太平洋フライウェイ群** 「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略1996-2000(Asia Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy: 1996 - 2000)」により、国際的な行動がまとめられ、調整されている。

## アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略1996-2000

国際レベルでの協力の好例が、日豪両国政府の支援を受け、国際湿地保全連合(Wetlands

## Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 3 of 40

International)の調整により立ち上げられた「アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略 1996-2000」である(その全容については、Mundkur *et al.* 1999 を参照)。この「戦略」は、この地域における渡り性の水鳥とその生息地の保全の国際的枠組みとして役立った。国際湿地連合は、「戦略」の実施の監理のため、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全委員会(Asia Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee: MWCC)を設立した(詳細 27 ページ参照)。

**アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略1996-2000の基礎となっている原則**

- 渡り性水鳥は、毎年生活サイクルを完結するために長大な距離を生活領域とするように進化した。この生活サイクルの間、多数の国の湿地その他の生息地で、1日か1日あまりの間だけ、鳥は、止まり、休憩し、採餌する必要がある。
- 一国における渡り性の水鳥とその生息地を保全する努力は、別の国における行為によって悪影響を受け得る。そのため、その移動範囲全体で渡り性の種を保全を達成するために、情報交換と国際協力が必要となる。
- 渡り性の水鳥の生息地の保全は、そういった生息地の維持と持続可能な利用とに密接に結びついている。そのような生息地には、自然の湿地とともに、人の作った湿地も含まれる。
- 政府、条約、NGO及び地域住民によって実施されることにより、行動計画は、種群及び全地球的に脅かされている種の保全を効果的に促進することができる。
- 重要な生息地の国際的ネットワークを設立することにより、フライウェイ全体の水鳥とその生息地の保全に大きく寄与することができる。
- 保全と持続可能な利用の政策とプログラムの作成と実施に人々が参加することが、規定され、また、促進されるべきである。

「戦略」の達成した主要な点として、地域、国及び国際レベルで実施される一連の先進的行動によりアジア・太平洋フライウェイ群において渡り性の水鳥とその生息地を保全することが必要であることについて相当程度に注目を集め、意識を向上させたことが挙げられる。それらの先進的行動は、政府、条約、国際的・国内的NGO、開発機関、企業及び地域共同体の積極的な支援と参加を得て行われてきた。

1996年から2000年間の「戦略」の主要点は次の通りである。

- アジア・太平洋地域における水鳥とその生息地の重要性についての意識の向上
- 3つの水鳥グループ(シギ・チドリ類、ツル類、ガン・カモ類)についての地域保全行動計画の作成と実施(詳細は20ページ参照。)
- 国際的に重要な生息地のネットワーク3つの設立。即ち、東アジア・オーストラリア周辺地域シギ・チドリ類生息地ネットワーク(East Asian-Australasian Shorebird Site Network)(1996年)、北東アジア・ツル類生息地ネットワーク(1997年)、東アジア・ガンカモ類生息地ネットワーク(1999年)。これらのネットワークは、現在、9か国の68生息地で成り立っている。新たな生息地の追加も毎年ある。
- この地域のネットワークの生息地及びその他の重要な生息地における大変多くの行動の実施として次のものがある。
  - 国レベル及び国際レベルにおける保全、啓発、教育、研究の諸活動に対する政府その他の資金的支援の確保
  - 重要な湿地の調査。それに基づく、国レベル及び国際レベルで重要な新たな生息地の特定。
  - 研修コースの実施。それによる、湿地と水鳥の保安全管理についての現地の能力の強化
  - 水鳥、脅威、保全において優先すべき点についての最新情報の収集
- 情報と技術を交換するとともに保全手段の重要性を広めるため、国際的及び国内的な会合、ワークショップ等の開催
- 英語及びいくつかのアジアの言語による技術その他に関する情報の出版
- 水鳥の保全に関連した活動及び課題について一般に伝えるための4つのホームページの作成

渡り性の水鳥についての「戦略」の実施により、重要な水鳥生息地についての保全上の課題及び管理の改善についての意識の向上を通じ、留鳥その他の湿地の種に対しても効果が生じた。このようにして、渡り性の水鳥は、共通の資源の保全の促進のために地域全体の人々をつなぐのに役立つ重要な旗艦グループであることが明らかになった。

1999年に行われた「戦略」の実施についての第三者による評価は、アジア・太平洋地域における水鳥についての意識と保全の向上において、この国際的共同イニシアティブが持つ積極的な価値を再確認した。この評価により、多数の課題が特定された。そのような課題としては、「戦略」に関係した資金確保活動の基礎を拡大する必要性、政府機関その他の組織の「戦略」への関与の拡大、これら2点に関連して、協同の拡大のために湿地と鳥類の保全に係る分野に関わっている組織とのより密接な協力関係の展開などがある。

「1996-2000年戦略」の成功に基づき、アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全委員会(Asia Pacific Migratory Waterbird Conservation Committee: MWCC)は、この「2001-2005年戦略」が、21世紀に向けてのアジア・太平洋地域における渡り性水鳥とその生息地の保全の国際的枠組みを提供することを勧告した。

## 2 アジア・太平洋地域の状況

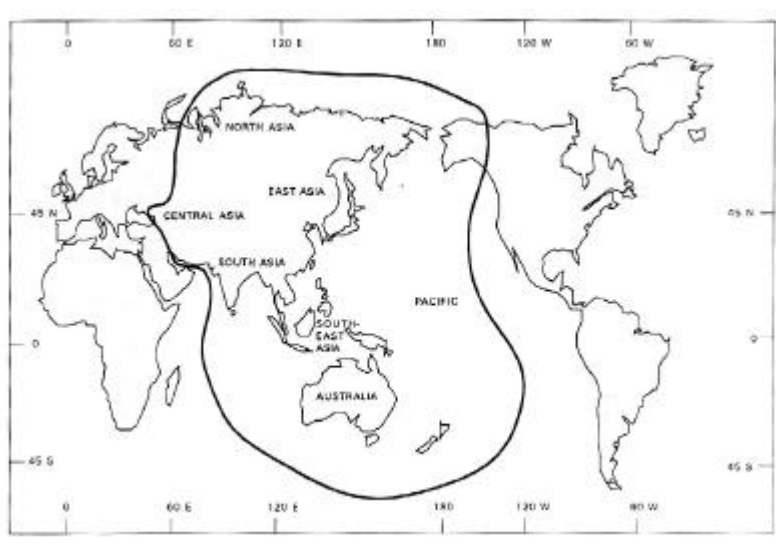
この章では、アジア・太平洋地域の水鳥とフライウェイ、水鳥とその生息地に対する脅威、及び現行の保全の枠組みとイニシアティブの概要を示す。それによって、渡り性水鳥とその生息地の保全と持続可能な利用を達成するためのこの地域の優先課題と調整された行動について明確に理解されるだろう。

### 2.1 水鳥の主要なフライウェイ

アジア・太平洋地域においては、水鳥は、一般に南北方向に渡る。長距離の渡り鳥、とりわけシギ・チドリ類に関しては、生物学的及び地政学的検討を基に、次の3つのフライウェイが認められる。

- 中央アジア・インド・フライウェイ (Central Asian-Indian Flyway)
- 東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイ (East Asian-Australasian Flyway)
- 西太平洋フライウェイ (West Pacific Flyway)

異なる種・個体群それぞれの渡りの戦略が多様であるため、この地域内における渡りの絵を詳細に描くとしたら複雑になる。上のような一般的なフライウェイに従わず、複数のフライウェイの地域で非繁殖期を過ごす個体群もある。フライウェイの範囲どうしの重複もかなりある。特に、鳥たちが繁殖する高緯度地方では重複が大きい。こういった水鳥の保全を達成するためには、地域全体を取り扱う保全の枠組みが必要である。そのような枠組みの中で、フライウェイ・レベルで行動を実施する必要がある。



地図 1. 「アジア・太平洋地域渡り性水鳥戦略2001-2005」の実施地域

### 2.2 対象範囲

この「戦略」は、アジア・太平洋地域の3つの主要フライウェイを用いて、渡り性水鳥の繁殖地、中継地及び非繁殖地(越冬地)を広くカバーする。この範囲には、ウラル山脈より東かつ南はカ

スピ海とアラビア湾までのアジア大陸から旧ソ連とアジアの国々すべてを含め、アラスカ(米国)、オーストラリア周辺地域及び東はピトケアン島までの太平洋の諸地域までをカバーする(地図 1 及び資料 1 を参照。)

## 2.3 アジア・太平洋地域の水鳥

この「戦略」では、ラムサール条約の水鳥の定義を採用している。即ち、「生態学上湿地に依存している鳥類」である。湿地の猛禽を例外として、表 2 の 20 科の水鳥がこの定義の下に認められる。この地域で記録されている合計 404 の水鳥の種のうち、少なくとも 243 種が、渡り鳥である。それらは、少なくとも 57 の、アジア・太平洋地域の国と地域を訪れる。様々な個体群とそれらの渡りの状態についての詳細は、種群行動計画(species group action plans)でカバーすることになる。

### 2.3.1 特別な行動が必要な水鳥

保全は、自然の分布範囲において渡り性の水鳥の種(または個体群)の生き続けることの可能な個体数または「好ましい保全状態」(ボン条約の規定を参照)を維持(または回復)することを目標にすべきである。アジア・太平洋地域全体の水鳥の保全状態は実に多様で、かつ、大半の個体群の大きさについては情報が限られる。推定個体数が出されているのは、169 の渡り性水鳥個体群のうちの 34%である。

鳥類の多様性の維持を促進するためには、保全上特別の注意を払うべき種と個体群を特定することが必要である。「脅かされている種」に特別の努力を払う必要がある。最近の研究でそういった種が特定されるようになってきている。但し、そのリストは完全であるとは考えられない。(図 1 及び資料 2 を参照。)

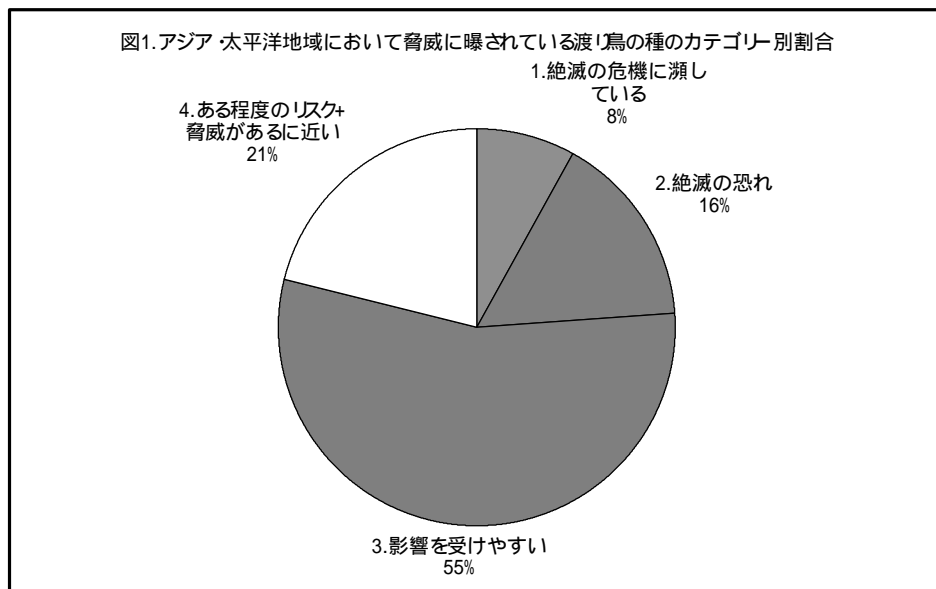
表 2. アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に含まれる水鳥の科

分類群	和名(英名)
Gaviidae	アビ類(Loons)
Podicipedidae	カイツブリ類(Grebes)
Phalacrocoracidae	ウ類(Cormorants)
Pelecanidae	ペリカン類(Pelicans)
Ardeidae	サギ類(Herons, Egrets and Bitterns)
Ciconiidae	コウノトリ類(Storks)
Threskiornithidae	トキ類、ヘラサギ類(Ibises and Spoonbill)
Phoenicopteridae	フラミンゴ類(Flamingos)
Anatidae	ガン類、カモ類、ハクチョウ類(Swans, Geese and Ducks)
Gruidae	ツル類(Cranes)
Rallidae	クイナ類(Rails, Gallinules and Coots)
Heliornithidae	ヒレアシ類(Finfoots)
Jacaniidae	レンカク類(Jacanas)
Dromadidae	カニチドリ類(Crab Plover)
Haematopodidae	ミヤコドリ類(Oystercatchers)
Recurvirostridae	セイタカシギ類、ソリバシセイタカシギ類(Stilts and Avocet)
Glareolidae	ツバメチドリ類(Pratincoles)
Charadriidae	チドリ類(Plovers)
Scolopacidae	シギ類(Sandpipers)
Laridae	カモメ類、アジサシ類、ハサミアジサシ類(Gulls, Terns and Skimmer)

# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 8 of 40

重点を置く脅かされている種を特定する努力を拡大することは、「2001-2005年戦略」の優先課題である。



## 2.4 水鳥と湿地に対する脅威の概観

アジア・太平洋地域は、世界の人口の半分以上を擁するとともに、近年、最大の経済成長率を達成した地域のひとつである。こうした高度経済成長は、急速な、そして多くの場合持続不可能な、自然資源の使用と環境悪化をもたらした。この経済成長に結びついた渡り性の水鳥の保全の対する2大脅威として、生息地の喪失と質の低下がある。その他の脅威として、外来種の持ち込み及び水鳥の持続不可能な捕獲がある。

生息地の喪失、生息環境の悪化、及び狩猟の三つが渡り性水鳥の長期的保護の上で最大の脅威となっており、いずれもこの経済成長に何らかの関わりを持つのである。芭出土地利用の変化に伴う生息地の喪失は、アジア・太平洋地域の水鳥の長期的保護を行う上で、最も深刻な悶躑である。湿地の排水やその埋め立ては多くの国や属領でいまだに行われており、多くの水鳥生息地に影響を与えている。そしてこうした傾向は、アジア・オセアニア地域の中でも、人口集中が高く都市化が進行している熱帯及び温帯にある海沿いの地域で特に顕著となっている。すなわち、人類の活動、特に農業、養殖漁業の拡大が、天然湿地の減少と生息地の喪失を招いているのである。但し、特定の農作物、特に米の育成は逆に一部の水鳥にとって季節的に広大で有用な生息地を提供している。地域内の至る所で起きている森林の減少もまた、森林性の水鳥の生息地喪失を招いている。こうした熱帯及び温帯地域における生息地喪失状況とは対照的に、大半の渡り性シギ・チドリ類が繁殖地としている高緯度の北極地域では、以上のような影響はあまり出ていない。

1980年代終わりに行われたアジアの湿地の状況の調査(Scott 1989, Scott and Poole 1989)により、重要な湿地の85%がなんらかの形で脅かされていることがわかった。主な脅威としては、居住地と農地の侵入、農業のための排水及び開拓、工業廃水及び農業による汚染、水産資源の乱獲及びそれに関連した攪乱、湿地に関係した森林における商業的木材伐採その他の林業活動、土壌侵食と堆積の増大と水質の低下をもたらす集水域の質の低下などがある。この調査による湿地の50%は、中程度または深刻に脅かされていると報告された。その原因として、人間の影響の大きさが示唆されている。オーストラリア連邦政府の「湿地政策(Wetlands Policy)」(Australian Nature Conservation Agency 1996)は、湿地の喪失と悪化・喪失を引き起こす要因とに着目している。同「政策」は、また、今日においてもなお、最も大きな脅威は、湿地の重要性と湿地が果たす役割の無視であると記している。太平洋諸島の湿地は、アジアに比べて一般に人口圧力が小さいにもかかわらず、農業、木材伐採、持続可能でない海産資源及び淡水資源の利用により脅威が増大している(R. Jaensch, unpublished)。

以上から、水鳥の保全の諸課題に対応するには、毎年、渡りのサイクルの間に鳥立ちが使用する湿地その他の生息地の保全と持続可能な利用に関する問題に対応することが絶対的に重要である。

### 2.4.1 生息地の喪失

土地の活用行為による変化による生息地の喪失は、水鳥の保全に対してもっとも深刻な脅威である。農業や水産養殖などのための湿地の排水や開発が、たいいていの国で進行している。温帯から熱帯に書けての生息地の喪失と対照的に、渡り性の水鳥の殆どが繁殖する高緯度地域では、インパクトが少ない。

マングローブ、干潟及びサンゴ礁を伴う海岸生態系、島嶼及び環礁は、全地球的な海面の変化など、今予測されている「気候変化」のインパクトの影響を受けやすい。海面の上昇は、海岸生態系及びその動植物相の現在の空間的分布及び動態に悪影響を及ぼす可能性がある。渡り性の水鳥のいくつか、特にシギ・チドリ類はこういった生態系に依存している。そのため、海面上昇は、



これらの種の保全の今後に深刻な影響を及ぼし得る。加えて、地球温暖化は、内陸の湿地、とりわけ灌漑その他の利用のために河川が湿地以外のところに向け裸手閉まっているところの湿地において、乾くのかかる時間が長くなったり、塩分濃度が高くなったりする影響を及ぼすものと考えられている。

#### 2.4.2 生息地の悪化

生息地の喪失に加え、湿地資源の過剰利用(内水面及び沿岸の漁業、マングローブ、ヨシ、その他)及び木材の伐採、鉱業、都市・農村・産業の開発に起因する集水域の変化により、生息地の質の悪化が起こる。森林の減少及び都市開発の結果による土砂堆積と懸濁負荷の増大により、多数の島嶼湿地及び河口域湿地が悪影響を受けつつある。工業、農業及び家庭から生じる汚染と富栄養化により、内陸及び海岸の湿地が深刻な問題が生じつつある。それらの汚染物質は、直接、間接に水鳥に悪影響を及ぼす。生息地の質の悪化は、その生息地が高い密度または高い多様性の鳥類を支える能力を減じる。

#### 2.4.3 持ち込まれた種或いは外来の種に起因する脅威

この地域全体の湿地は、ホテイアオイ(*Eichornia crassipes*)、サンショウモ(*Salvinia*)、オジギソウの仲間(*Mimosa pigra*)などの植物の持ち込みにより悪影響を受けてきた。これらの植物により、その湿地の性格及び生物多様性の長期的変化が起きてきた。それが、水鳥その他の種によるその湿地の利用に大きな影響をもたらした。魚類、哺乳類及びは虫類を含むそのほかの持ち込まれた種も、水鳥に悪影響をお湯おぼし他と考えられている。但し、定量的な情報は得られていない。

#### 2.4.4 水鳥の捕獲

渡り性の水鳥とその卵やひなは、自給自足の上で価値が高いため、或いは、国内もしくは国際的に取引するために、或いはスポーツ狩猟のために、いくつもの国で伝統的に獲られてきた。狩猟が法令により厳しく規制されている国もあるが、重要な渡りの中継地及び非繁殖地(越冬地)の多くにおいて、無秩序ある葉違法な活動が、以前として大きな問題となっている。規制されていず、かつあまりモニターされていない水鳥の捕獲は、その種に対して影響を及ぼし、個体数の急速な原則もたらすことになるおそれがある。管理されていない捕獲と生息地の破壊とが同時に生じた時、種は、減少の速度が高まり、或いは絶滅しやすくなる。

「2001-2005年戦略」の優先課題として、生息地の破壊から渡り性の水鳥を守る必要性を強調するとともに、保全と鳥、卵、ひなの捕獲における持続可能な慣行とを奨励することがある。

## 2.5 水鳥と湿地の保全のための情報のニーズ

基礎的情報は、水鳥とその生息地のための管理の行動を計画し、モニターする前提である。

繁殖範囲、渡りのルート、重要な経由地、非繁殖地(越冬地)、採餌に関する必要条件、生息地の質及び収容力、生息地の季節的・経年的使用及び個体数の変化に関する包括的な情報は、多くの水鳥について得られていない。渡りのサイクルの間の鳥の分布と個体数のモニタリングは、まだ始まったばかりである。そのため、多くの種の個体群の大きさ及び傾向は不明である。同じく、アジア・タ太平洋地域における水鳥の捕獲の社会・経済的な重要性についての定量的な情報も欠けている。

水鳥とその生息地についての情報の交換はその保全を大いに促進する。そのような情報交換には、コンピューターによるシステムへのアクセス及びそのようなシステムの運用の技術がこの地域で拡大するにつれ、コンピューターによる情報の蓄積と検索のシステムの使用が大いに役立つこと

になる。

水鳥とその生息地に冠する情報を蓄積しているコンピューターの地球的或いは地域的なデータベースとして、主なものは、次の4つである。

- 「国際的に重要な湿地データベース(Database of Wetlands of International Importance)」(ラムサール条約)
- 「重要鳥類生息地等データベース(Important Bird Area Database)」(バードライフ・インターナショナル)
- 「国際水鳥センサス・データベース(International Waterbird Census Database)」(国際湿地保全連合)
- 「世界鳥類データベース(World Bird Database)」(バードライフ・インターナショナル)

「国際水鳥センサス」の一部である「アジア水鳥センサス」は、水鳥と湿地の分布に冠する情報を収集し、整理し、配布することを目的としている。このプログラムは、アジア・太平洋地域全体をカバーするように拡大することを目指している。アジア全体の国際的に重要な湿地に関する標準化された情報を集めるために、「アジア湿地目録(Asian Wetland Inventory database)」も開発中である。

「2001-2005年戦略」において優先的な課題として、データの収集と情報の配布の改善がある。

## 2.6 渡り性の水鳥の保全のための枠組み

### 2.6.1 国家の政策と法令

地域全体の法令の調和は、渡り鳥の種とその生息地の効果的な保全のための優先課題である。地域全体に、渡り性の水鳥とその生息地の保全のための多様な国家政策及び法的措置がある。しかし、多くの国において、重要な湿地の適切な管理及び保全地域としての指定に関係した政策と法令は欠如している。指定された地域の内外の開発活動を制御するための国入れない場合、或いは長・短期の国家開発計画と相入れない場合には、取り分け難題である。法令の執行の程度も、訓練を受けた職員の欠如、不十分な資金配分、公衆の意識の不足や貧困のために、様々である。

たいていの国において、政府機関は、保護生息地の指定、狩猟とその関連活動の規制、生息地の管理と回復、繁殖、採餌、渡りなど、水鳥の生態の研究、教育の向上と啓発の活動など、保全活動を実施している。

渡り鳥の種及びその生息地の保全のため、地域全体の法令の調和のためにフライウェイからアプローチすることは効果的である。これは、フライウェイを単位にした保全の支援の形になる。

「1996-2000年戦略」、「2001-2005年戦略」、ラムサール条約、ボン条約、「ソデグロヅルの保全措置に関する覚え書き(Memorandum of Understanding Concerning Conservation Measures for the Siberian Crane)」(1993、1998年)、「シロハラチュウシャクシギの保全措置に関する覚書(Memorandum of Understanding Concerning Conservation Measures for the Slender-billed Curlew)」(1994年)などの多国間の保全イニシアティブは、この目的を達成するための枠組みと指針を与えている。

更には、渡り性の水鳥とその生息地の保全のための二国間条約に基づいて、協同プロジェクトがいくつかの国において実行されつつある。様々な条約(2.6.3節を参照。)の下の行動の実施への参

加及び「1996-2000年戦略」とその行動計画の支援により、より多くの国が国際的イニシアティブを支援するようになってきている。

「2001-2005年戦略」の優先課題として、水鳥とその生息地の保全と持続可能な利用のためのアジア・太平洋地域の政策と法令の調和の達成に向けた作業がある。

## 2.6.2 非政府の保全活動 0022.5 Present conservation activities

いくつかの国際的 NGO が地域レベルでの水鳥と湿地の保全に関わっている。政府、条約、その他の NGO 及び地域住民との協同により、先進的活動が実施されつつある。最も活発な団体として次のようなものがある。

- バードライフ・インターナショナル(BirdLife International)
- 国際ツル財団(International Crane Foundation)
- 国際湿地保全連合(Wetlands International)
- 国際自然保護連合(World Conservation Union)
- 世界自然保護基金(World Wide Fund for Nature)

重要なイニシアティブとして次のようなものがある。

- 「アジア湿地目録(Directory of Asian Wetlands)」、「オセアニア湿地目録(Directory of Wetlands in Oceania)」、その他国毎の湿地目録の作成の調整
- 「アジア水鳥センサス」、「アジア・レッド・データ・ブック」、「アジア重要鳥類生息地」等のプログラムによる湿地と水鳥に関する情報の収集
- 湿地の調査研究、水鳥の判別、モニタリング・テクニック等に冠する国際的及び国レベルの研修コースの開催
- 湿地と水鳥の保全に関する国際的及び国レベルのワークショップや会議の開催
- 保全の価値についての人々の意識の向上のための教育や啓発キャンペーンの実施
- 重要な水鳥の生息地の管理
- 現地、国及び国際レベルでの条約の実施の支援

「2001-2005年戦略」は、水鳥とその生息地の保全と持続可能な利用の成果の実現において NGO が果たすことのできる重要な役割を認める。

## 2.6.3 国際的な保全条約、協定、枠組み

アジア・太平洋地域には、渡り性の水鳥とその生息地の保全に関わる国際条約、国際的及び地域的イニシアティブ及び二国間協定がいくつかある。しかしながら、渡り性の水鳥とその生息地の保全についての政府間の多国間協定はまだない。

### 国際条約

最も重要な政府間条約として次の3本がある。

- 生物多様性に冠する条約(Convention on Biological Diversity: CBD)
- 移動性野生動物の種の保全に関する条約(Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals: ボン条約、CMS)
- 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(Convention on Wetlands of

International Importance Especially as Waterfowl Habitat: ラムサール条約).

より多くの国が生物資源とその生息地の保全と持続可能な利用のための支援の必要性を認めるにつれて、アジア・太平洋地域の国々によるこれらの条約への加盟は増加している。2000年9月1日現在、51.9%がラムサール条約の締約国に、18.5%がボン条約の締約国に、79.6%が生物多様性条約の締約国になっている(資料1参照)。

1996年と1999年のラムサール条約締約国会議(CoP6とCoP7)は、この「戦略」に直接に関係する決議と勧告3本を承認した。即ち、干潟島の潮間湿地の保全と懸命な利用の強化向上に関する決議VII.21、東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイ沿いの登録湿地のネットワークの設立に関する勧告6.4「ブリスベン・イニシアティブ」、及び、「戦略」の実施の支援と多国間の協定または他の取り決めの作成の検討を含むアジア・太平洋地域における渡り性水鳥の保全に関する多国間協力に関する勧告7.3である(資料3、4、5)。

ボン条約の1996年の締約国会議(CoP5)は、決議5.4を通じ、締約国に対し、中央アジア・インド・フライウェイの渡り性水鳥の保全のための先導的行動の形成において積極的な役割を果たすよう呼びかけた(UNEP/CMS 1997)。1999年のボン条約締約国会議(CoP6)は、決議及6.4び関連文書UNEP/CMS/Conf. 6.12を通じ、締約国に対し、「1996-2000年戦略」及び「適当な時期にボン条約の主催の下に地域の各国の間で正式な多国間協定(条約付属書IIに掲げられる種を対象としたもののみならず、ボン条約の下に作成される、特定の種や個体群の保全に関するあらゆる協定や覚え書きを含む。)ができることとなるような、将来の関連イニシアティブ」に対して支援とインプットを行うよう呼びかけた。

### **渡り性の水鳥の保全を促進するための国際的枠組み**

水鳥の保全は、この「戦略」とその行動計画の下に促進される。渡り性の水鳥の保全のための地域的行動は、次のような主要イニシアティブの下に促進されてきた。

- 「1996-2000年戦略」、及び3つの種群に関する「行動計画」と「生息地ネットワーク」 「1996-2000年戦略」の下に3つの行動計画が作成された。即ち、東アジア・フライウェイのガンカモ類に関するもの、北東アジア・フライウェイのツル類に関するもの及び東アジア・オーストラリア周辺地域のシギ・チドリ類に関するものである。これらの「行動計画」の基本は、渡り性の水鳥にとって国際的に重要な、適切に管理された生息地のネットワークを設立することであった。このネットワークの考え方は、南北アメリカで運営されている西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク(Western Hemisphere Shorebird Reserve Network)という成功した手本に基づくものである。生息地と人々とをネットワーク化することで、生息地の所有者、管理者、地域住民及び参加組織が、国内的及び国際的な認知及びその生息地と彼らの保全努力に対する支援を得ることを可能にする。ネットワークの生息地における効果的な保全努力では、その生息地に依存している水鳥及びその他の動物相のすべての種の保全を目指す。

生息地のネットワークは、基礎的な訓練・研修、住民の意識向上、管理計画、支援、湿地と水鳥のモニタリングと調査研究、情報交換、人員の交流等、その生息地に根差した諸活動の展開のための理想的な枠組みを提供する。政府機関、NGO及び諸条約は、ネットワークの価値についての認識を強めるとともに、ネットワークに対する支援を強化しつつある。ネットワークは、「1996-2000年戦略」の主要な成功点であった。なお、これらのネットワークについての詳しい情報は、国際湿地保全連合アジア・太平洋地域委員会(Wetlands

International – Asia Pacific)のホームページから得ることができる  
(<http://ngo/asiapac.net/wetlands/>)。

効果的なものとなるために、これらのネットワークは、対象生息地の拡大及びネットワークの諸活動の拡大強化により、更に発展・強化する必要がある。複数の水鳥のグループにとって重要である生息地は、何種類ものネットワークに参加することで、いろいろな地域グループ間の協同も強化され、得るところが多い。

アジア・太平洋地域のその他のフライウェイ、とりわけ中央アジア・インド・フライウェイの重要生息地の保全は、ネットワークができれば得るところが大きいであろう。この大陸型のフライウェイは、とりわけ中継地及び非繁殖地(越冬地)においては湿地の生息地に限られる大規模な半乾燥生息地から成り、かつ、渡り性の水鳥のいくつものグループが、相当程度重複して重要な生息地を重複して使用しているように思われる。このフライウェイにおけるネットワークの形成の方針を得るために、水鳥の主なグループの渡りのルート、主要な中継地及び非繁殖地(越冬地)の評価を行うことが必要である。

「2001-2005年戦略」の優先課題として、ネットワーク間の協力の拡大がある。これは、特に、相互に重なり合っているフライウェイやネットワーク構成生息地の間で効果的な保全努力が行われるよう奨励することである。

- その他の種群の行動計画 国際湿地保全連合(Wetlands International)のいくつかの国際専門家グループ、バードライフ・インターナショナル、国際ツル財団その他との協力の下にIUCNの種の保存委員会(Species Survival Commission)により、ツル類(Meine *et al.* 1996)、カイツブリ類(O'Donnell & Fjeldsa, 1997)、サギ類(Hafner *et al.* 2000)及び脅かされているガン・カモ類についての行動計画が作成された。また、ケワタガモ類(Eider Ducks)(Circumpolar Seabird Working Group, 1997)についても作成された。これらの行動計画は、意識を向上させるとともに、地球的及び国内的レベルでの保全の促進を目的としている。
- 全地球的に脅かされている種についての行動計画 次の2つの種についての行動計画が作成されている。
  - 「ソデグロツルの保全措置に関する覚え書き(Memorandum of Understanding Concerning Conservation Measures for the Siberian Crane)」が、ボン条約の主催の下に1993年に作成された。この「覚え書き」とそれに付帯する「行動計画」(UNEP/CMS 1999)では、参加している9つの移動範囲国における協力的行動を通じて全地球的に脅かされているソデグロツルが確実に生き残れる用をすることを目指している。
  - 「クロツラヘラサギ行動計画(Action Plan for Black-faced Spoonbill)」が、1995年に、アジアのバードライフ・インターナショナル参加団体によって作成された(Severinghaus *et al.* 1995)。この行動計画によるメカニズムにより、この種を保全するための協力がうまく促進されている。

「2001-2005年戦略」は、種群及び脅かされている種についての行動計画の作成と実施を通じて、渡り性の水鳥の保全措置の国際的枠組みを提供し続ける。

#### 自然保護に関する地域的イニシアティブ

少なくとも次のような5つの政府間イニシアティブが、自然、自然資源及び環境の保全のための国際協力の枠組みを提供している。

- ASEAN 環境計画(ASEAN Environment Programme) 1978年から5年毎に3回作成され、1992年に第3期が終了した。1994年からは環境に関する行動の戦略的計画(ASEAN Strategic Plan of Action on the Environment (1994-1998))がこれに代わった。更に、1997年には、ASEANの課題全般を扱った「ASEAN VISION 2020」が採択され、環境はその中の課題の一つとして取り扱われた。1998年には、この「Vision 2020」の実現のための最初の行動計画として、1999年から2004年の期間についての「ハノイ行動計画」を採択し、10章から成るこの行動計画の第VI章を「環境を保護するとともに持続化可能な開発を推進する」に当てた。
- 南太平洋自然保全条約(Convention on the Conservation of Nature in the South Pacific. アピア条約) 1976年採択、1990年発効。国立公園等の保護地域に関する規定と種の保全に関する規定とから成っている。渡り鳥の保護に直接に関わるような規定を持たないが、地域の渡り鳥保護体制を検討する際に留意すべき条約である。
- 南太平洋地域自然資源・環境保護条約(Convention for the Protection of Natural Resources and Environment of the South Pacific) 1986年採択、1990年発効。UNEPの「地域海プログラム」の下に作成されたものであり、海域と海岸の環境の保全を目的としている。そのため、渡り鳥の保全を直接対象とする条約ではないが、生態系、種、生息地の保護の規定(第14条)もある。
- 南アジア地域協力連合(South Asian Association for Regional Cooperation: SAARC) (1985年に、バングラデシュ、モルディブ、ブータン、ネパール、インド、パキスタン、スリランカにより設立。1995年の首脳会議で環境大臣会議を制度化した。UNEPの協力の下に、南アジア協同環境計画(South Asia Cooperative Environment Programme: SACEP)も設置されている。但し、但し、各国間の政治的関係が安定しないため、実施の速度は遅い。)
- 極地動植物相保全プログラム(Programme for the Conservation of Arctic Flora and Fauna: CAFF)

## **二国間渡り鳥協定・条約**

渡り鳥の保全を扱った二国間の協定・条約が9本あり(表3)、また、そのほかに検討中のものもある。これらの協定は、二国間レベル及び国際レベルにおいての渡り性の水鳥の保全の行動の促進の上で、有用かつ効果的なメカニズムを提供している。

表3. アジア・太平洋地域における渡り鳥の保全に関する二国間協定・条約

	ア オーストラリア	中国	インド	日本	ロシア	朝鮮民主主義 人民協和国	大韓民国	米国
オーストラリア								
中国								
インド								
日本								
朝鮮民主主義人民共和 国								
大韓民国								
ロシア								
米国								

地域的及び二国間の様々な取り決めの間で協同の成果を挙げることは、「2001-2005年戦略」の主要優先課題の一つとなる。

### 3. 「戦略」の枠組み

#### 3.1 主要要素

「アジア・太平洋地域渡り性水鳥戦略2001-2005」は、アジア・太平洋地域における渡り性の水鳥とその生息地の長期的保全の強化拡大を目指す。この「戦略」は、「1996-2000年戦略」成功を基礎とするとともに、それを更に広げる。「戦略」は、4ページに掲げる原則に基づく。

この「戦略」は、国際レベル、地域レベル及び国レベルでとるべき行動を呼びかける。「戦略」は、アジア・太平洋地域を、3つのフライウェイに沿った種の渡りのパターンによって決まる幅広い地域に分ける。即ち、中央アジア・インド、東アジア・オーストラリア周辺地域及び西太平洋である。「戦略」は、また、一部の種群についての小地域も認める。例えば、東アジア・オーストラリア周辺地域においては、北東アジアのツル及び東アジアのガン・カモ類がある。

各「行動計画」は、引き続き、地域レベルにおける保全イニシアティブを促進する主要な手段として機能する。3つある「行動計画」、即ち、東アジア・フライウェイのガン・カモ類、北東アジア・フライウェイのツル類及び東アジア・オーストラリア周辺地域のシギ・チドリ類行動計画の再検討が行われているところであり、それらは更に充実される。3つある現在の生息地ネットワークは、これらの種についての生息地での保全の努力の中心となる。

中央アジア・インド・フライウェイの行動計画も、すべての渡り性の水鳥のための行動を促進すべく、作成される。加えて、既存の地球的及び地域的な水鳥行動計画についても、全て、点検及び促進が行われる。特に必要な特定の1種毎の行動計画についても、作成及び促進が行われる。

アジア・太平洋地域のける諸活動の実施の向上に役立つ専門技術や連携のために、「北米水禽管理計画」、「西半球シギ・チドリ類保護区ネットワーク」、「アフリカ・ユーラシア水鳥協定」など、他の国際的渡り性の水鳥の保全プログラムとの交換も強化する必要がある。

国レベルでの実施の詳細計画として、国別の実施プログラムも作成する必要がある。国レベルの行動には、湿地の生息地と生物多様性保全を任務とする国、州及び地方公共団体の機関に参加してもらう。それらの行動は、地域住民、国レベル及び国際的なNGO、条約、企業及び国際援助機関の行う活動により支援される必要があり、また、それらの参加によって完全なものとなる必要がある。

アジア・太平洋地域全体において、保全することの利益が地域住民にとって明確でなければならない。というのも、水鳥とその生息地の重要性の認識を通じてのみ、そのような意欲的な保全計画は達成されないからである。

容易には実現しない課題として、2005年の末までに、結果の達成にすべての国の組織に確実に関与してもらうことがある。各国の政府機関は、それぞれの国家的政策課題の中にこの「戦略」の主要要素を入れるよう奨励される。勿論、その国の現状、既存のプログラム、資金・人材の状況等により、国毎に具体的な行動は異なる。

NGOは、国レベル及び国際レベルで渡り性の水鳥とその生息地の保全を促進する活動を実施する革新的かつ対費用効果の高いプログラムを作成するために政府及び地域住民とともに作業することで、この「戦略」の成果の達成において重要な役割を果たす。



渡り性の水鳥とその生息地の保全のためのこの「戦略」の主要要素は次の通りである。

1. 種群及び全地球的に脅かされている種についての行動計画
2. 渡り性の水鳥にとって国際的に重要な生息地の、効果的に管理されたネットワーク
3. 地域全体かつすべてのレベルにおいての、水鳥及び水鳥と湿地の価値・機能との密接な関係についての意識の向上
4. 政府機関及び非政府団体の、渡り性の水鳥のための保全行動を実施する能力の向上
5. 渡り性の水鳥とその生息地の適切な管理のための知見の基礎の向上と情報交換の増加
6. アジア・太平洋地域における渡り性の水鳥とその生息地の保全の基礎としての国と州の、調和された政策及び法令
7. 協力を増加させ、よりよい結果をもたらすような、すべてのレベルにおける組織的関係の向上
8. この「戦略」を実施するための十分な計画と資金

### 3.2 「戦略」の実施

#### 要素1: 種群及び全地球的に脅かされている種についての行動計画

「行動計画」は、地域レベルでの保全の促進の主要な手段である(2.6.3節参照。)。渡り鳥の種を保全するに必要な優先課題に対して国際的な注意を引くために、これらの行動計画の実施を更に展開し、促進し続けることが重要である。地球的または地域的に脅威に曝されていて個別的な取り扱いの必要性がある種については、単一種行為同計画の作成も奨励される。

中央アジア・インド・フライウェイにおける渡り性の水鳥と湿地の保全は、高位の優先課題と認められる。手始めに行うべきと判断された活動は、専門家のネットワーク化及び情報を収集整理し地域の優先課題を特定する行動計画の作成である。

これらの計画の実施のため、すべての関係者の積極的な協力と参加が必要である。

- 達成目標1.** 5か年間の各種群行動計画を作成し、実施する。即ち、東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイのシギ・チドリ類、北東アジア・フライウェイのツル類、及び東アジア・フライウェイのガン・カモ類。資金確保戦略を含む年次実施計画も作成される。
- 達成目標2.** 全地球的に脅かされている種についての単一種行動計画を作成し、実施する。即ち、クロツラヘラサギ(Black-faced Spoonbill *Platalea minor*)、コウノトリ(Oriental Stork *Ciconia boycian*)、ズグロカモメ(Saunders's Gull *Larus saundersi*)、その他。
- 達成目標3.** 中央アジア・インド・フライウェイにおいて渡り性の水鳥と湿地についての地域的行動計画を作成し、実施する。
- 達成目標4.** この「戦略」の実施における政府、援助機関、条約、NGO及び地域共同体の支援と関与の向上を達成する。

**要素 2: 渡り性の水鳥にとって国際的に重要な生息地の、効果的に管理されたネットワーク**

「1996-2000年戦略」期間中における東アジア・オーストラリア周辺地域での3つの生息地ネットワークの設立(2.6.3節、12ページ)は、保全の具体的成果を促進し、達成する上で重要なメカニズムであることが明らかになった。水鳥を保全するためのこのようなネットワークの成功には、重要な生息地全部を含め、かつ、それらの効果的な管理を確保するうようなネットワークの拡大が必要である。

この「戦略」の期間中に中央アジア・インド・フライウェイにおけるネットワークを設立することをここに提案する。特定の全地球的に脅かされている種の保全を促進するためのネットワークを設立することの重要性の程度を確認するための評価も行う。

適当な統合的管理を行うことにより、ネットワークの生息地の長期的保全が確保される。現行の「戦略」による先導的行動を行った結果、管理計画・活動において地域共同体の必要とするところ(例えば、伝統的な行為及び資源利用)を考慮し、かつ入れ込んだ場合には、管理の成果はより成功することが実証されつつある。アジア・太平洋地域において、保全することの利益が地域住民にとって明確でなければならない。というのも、水鳥とその生息地の重要性の認識を通じてのみ、そのような意欲的な保全イニシアティブは達成されないからである。生息地の管理者が地域共同体と協議して生息地管理計画を作成することが、その実現のためのメカニズムになる。

- 達成目標 5.** (ア)東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイ群における各種群及び(イ)特定の全地球的に脅かされている種の生息地の各ネットワークを設立する。それらには、国際的に重要な生息地の、少なくとも25%を入れる。
- 達成目標 6.** 中央アジア・インド・フライウェイにおける渡り性の水鳥と湿地の保全のための生息地ネットワークを設立する。
- 達成目標 7.** ネットワークの生息地において、地域共同体による持続可能な資源利用と代替生活手段に関するモデル・プロジェクトを作成し、実施する。
- 達成目標 8.** ネットワークの生息地において、管理計画の原則を採択する。

**要素3: 地域全体かつすべてのレベルにおいての、水鳥及び水鳥と湿地の価値・機能との密接な関係についての意識の向上**

この「戦略」の開始とこの「戦略」に対する支持は、その目的、活動及び進捗状況について効果的に伝えることでうまくいく。

そのような教育及び啓発のプログラムの成功は、特定の国(例えば言語)及び利害関係グループがそれぞれに必要なとするとともに合わせた成果物及び手段を作り、配布することにより実現される。コミュニケーションのメカニズムは、湿地や自然に関する教育や解説のセンター、ネットワークの生息地、ラムサール条約登録湿地、研修コース等の既存及び新規の道筋によっても実現される。必要な場合には、こういったプログラムの効果的な開始のために、湿地センターも設立する必要がある。

- 達成目標9.** この「戦略」のためのコミュニケーションと教育の計画を作成する。
- 達成目標10.** 湿地と水鳥に関する何種類もの一般的コミュニケーション・説明資料等を現地の言語で作成・提供する。
- 達成目標11.** ネットワークの生息地及び教育センターで使用するために、コミュニケーション・説明及び教育の道具を作成・提供する。
- 達成目標12.** 幅広い啓発プログラムの実施及び湿地センターの設立により、水鳥とその生息地の管理の価値についての地域共同体の意識を向上させる。
- 達成目標13.** 見出された優先度の高いニーズへの対応のため、アジア・太平洋地域において新たなセンターの設立を進める。

**要素 4: 政府機関及び非政府団体の、渡り性の水鳥のための保全行動を実施する能力の向上**

水鳥とその生息地の保全のためには、国際レベル、国レベル、州レベル及び現場レベルで様々な技術とリソースを必要とする。生息地の管理者が研修・訓練を受けることを可能にすることは、ネットワークの生息地の適切な管理のために最も肝要でかつ持続可能なメカニズムである。

現行の力量は、国により大きく異なる。そのため、知識、能力及びリソースを評価し、それを受けて研修・訓練及びインフラ面の支援の必要性を特定し、それらを実現することが重要である。経験や保全技術を共有するような、能力形成のための国際協力を行うことが重要である。

水鳥の保全は、湿地の管理と密接に結びついている。ラムサール条約では、「戦略的計画 1997-2002(Strategic Plan 1997-2002)」により、能力形成を重要課題と位置づけている。そこで、同条約の活動とこの「戦略」の活動との関係を特定し、両者が協力した実施を促進する。その他の条約及び能力向上を促進する国際的イニシアティブとの連携も特定し、促進する。

- 達成目標 14.** 水鳥にとって重要な生息地の管理者が、水鳥の識別、湿地管理、教育及び地域共同体の意識向上の技術を持つようにする。
- 達成目標 15.** 政府機関及び非政府組織の、渡り性の水鳥と湿地の保全の措置を実施する技術的能力を向上させる。
- 達成目標 16.** 渡り性の水鳥と湿地の保全のために役立つ、他の二国間及び国際的イニシアティブ及び条約の活動との協力を拡大する。

**要素5: 渡り性の水鳥とその生息地の適切な管理のための知見の基礎の向上と情報交換の増加**

鳥たちは、1年の間には様々な生息地と食糧源を使用することにより、渡り性の水鳥の保全には難しい課題がある。渡り性の水鳥の必要と複雑な条件とその生息地についての現行の理解は全く不十分である。明らかに、この「戦略」の正否の評価を行う場合には、結局は、渡り性の水鳥の数が減少し続けるかどうかで判定することとなる。そのため、アジア・太平洋地域において、優先課題として、科学的に妥当な地上でのモニタリングと研究活動を継続または開始する必要がある。

水鳥と生息地の目録の作成と改善、モニタリングプログラム及び情報蓄積システムを促進し、支援し、また、最新の情報を得られる措置を講じて、保全のための活動が、得られる最善の知見に基づくようにする必要がある。情報技術及び伝達技術の進展により、情報へのアクセスと情報の交換を行いやすくなる。

行動計画の実施状況をモニターし、方法論を評価・改善し、更に行うべき作業を明らかにし、優先課題を点検・修正する上で、情報と経験の定期的な交換、水鳥と湿地の研究者、関心を持っている個人、組織・機関、保全活動従事者、その他の実務家の間の協議が不可欠である。

- 達成目標 17.** アジア・太平洋地域全域の全ての重要生息地において、水鳥の多様性と数を記録するセンサスを実施する。
- 達成目標 18.** アジア・太平洋地域において重要な水鳥の生息地の目録を最新情報に更新する。
- 達成目標 19.** アジア・太平洋地域における渡り性の水鳥の個体数の推計を最新情報に更新する。
- 達成目標 20.** 水鳥の渡りの戦略と保全上のニーズについての科学的知見を改善する。
- 達成目標 21.** 渡り性の水鳥と生息地の保全に関する知見と経験を共有するためのフォーラムを特定または設立する。(例えば、会合、ニュースレター、ホームページ、その他)

**要素 6: アジア・太平洋地域における渡り性の水鳥とその生息地の保全の基礎としての国と州の、調和された政策及び法令**

アジア・太平洋地域の大半の国は、水鳥とその生息地の保全に関する諸政策・諸法令を作ってきた。それらの政策・法令は、国家的な目的を強調しており、大半のものは、渡り性の水鳥とその生息地の保全に必要な国際的な視野を欠いている。例えば、全地球的に脅かされている渡り鳥の種が、フライウェイ全体にわたっては十分な保護を受けていず、一部の国では狩猟の対象となっているようなことがある。渡り性の水鳥の捕獲、国による法的措置、法令の執行の程度の違いなどにより、種が減少したり、絶滅したりしやすくなっている。特に、生息地の破壊が加わる場合にはそうである。

渡り性の水鳥の種が環境条件の変化、生息地の改変、その他の圧力を受けていることから、各国が水鳥とその生息地に関する政策と法令を改正し、調和させるための指針が必要である。

**達成目標 22.** アジア・太平洋地域における水鳥とその生息地の管理に関する各国の政策と法令をまとめ、評価したものを出版する。また、地域でのそれら政策・法令の調和を支援するため、指針を作成する。

**達成目標 23.** 水鳥とその生息地の管理と保全を支えるため、各国の政策と法令において、渡り性の水鳥とその生息地の保全の重要性を認められるようにする。

**要素7: 協力を増加させ、よりよい結果をもたらすような、すべてのレベルにおける組織的関係の向上**

この「戦略」の根本原則は、渡り性の水鳥とその生息地の保全を確実なものとする手段として、協力行動が不可欠であるということである。この行動の性格が「協力」であることから、幅広い組織と個人の間で建設的な関係が作られ、維持されることが不可欠である。

1996-2000年の「戦略」の実施の調整の結果、政府の機関、条約の職員及び非政府組織の連携関係ができた。各行動計画を作成し、実施した過程で、水鳥関係の生物学研究者、生息地管理者、地域共同体及び政府機関の間の更なる関係が形成された。2001-2005年の期間により包括的でかつ持続可能な成果を達成するために、これらの連携関係を拡大する必要がある。

生息地管理者と地域共同体との間の密接な関係も、水鳥の生息地の価値を維持する上で極めて重要である。

**達成目標 24.** 渡り性の水鳥のネットワークのそれぞれにおいて、そのネットワークにある生息地にある地域共同体の間で関係が強化される。

**達成目標 25.** 政府、条約、生息地管理者、NGO 及び地域共同体の参加を得て、各行動計画が協力的に実施され、また、各ネットワークに属する生息地における協力行動が行われる。



**要素 8: この「戦略」を実施するための十分な計画と資金**

この「戦略」の成果を達成し、かつ、各行動計画を成功裏に実施するためには、十分な計画とプログラム管理が必要になる。渡り性水鳥保全委員会(MWCC)と作業部会は、国際レベルでのこの「戦略」と各「行動計画」の実施のメカニズムとなる(詳細は、第4章参照。 )。

種群毎の行動計画でカバーされない、この「戦略」のもっと幅広い目的を達成するため、各国政府及びNGOと協議して、「戦略の」詳細実施計画を作成する。それにより、この地域における全ての渡り性の水鳥の保全の努力の調整のアプローチが確保される。

各水鳥の担当官のために、毎年の到達目標を示した詳細作業プログラムも作成する。

他のパートナーとの合同行動のアジェンダの詳細な計画と実施を行うことにより、国レベル及び現地レベルでのこの「戦略」の計画と実施を促進する。渡り性水鳥保全委員会(MWCC)及び作業部会との密接な関係及び協同を行うことにより、そのようなアジェンダの作成を支援する。

こういった成果を達成するため、国際レベル及び国レベルで、相当額の資金が必要である。経済が移行期にある多数の国においては特にそうである。

現在進行中の活動に対しては、多数の機関が資金を供与している。この「戦略」を適期に確実に実施するためには、追加的資金が必要になる。「戦略」の目標の達成には、開発援助機関、企業、国家及び州の政府、条約、非政府組織の支援が絶対必要なのである。

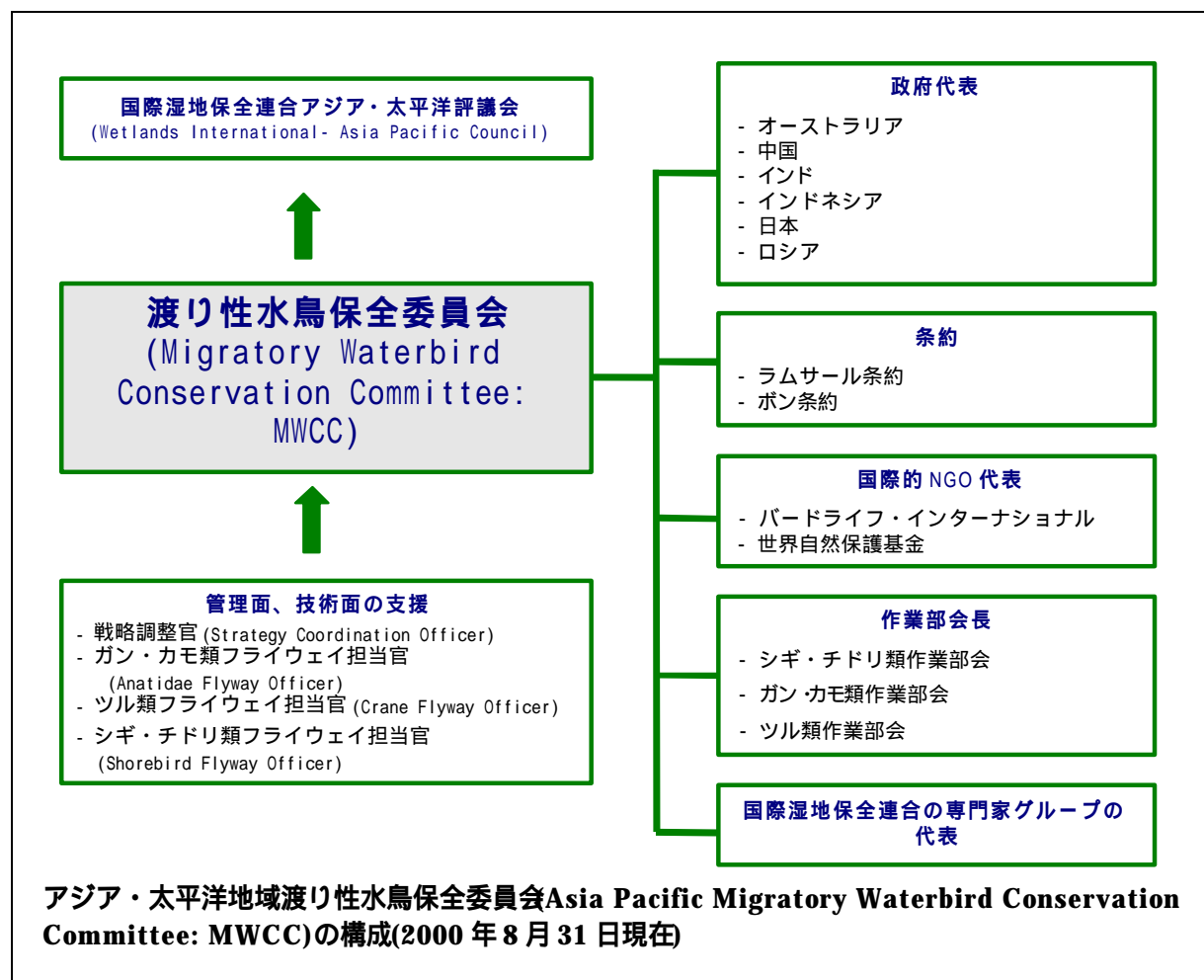
- 達成目標 26.** この「戦略」と各行動計画の実施を促進し、モニターするために、渡り性水鳥保全委員会(MWCC)と作業部会を効果的に運営する。
- 達成目標 27.** この「戦略」と各行動計画の実施を調整し、促進し、モニターするために、献身的な職員を確保する。
- 達成目標 28.** 資金確保戦略を含む、この「戦略」と各行動計画の各年の実施計画を作成する。
- 達成目標 29.** この「戦略」の国別の実施計画が、全ての関係者により作成され、支援されるようにする。
- 達成目標 30.** 渡り性の水鳥とその生息地の管理のための資金供与が増加させる。

## 4. 組織体制

### 4.1 行動の調整

#### ・ 渡り性水鳥保全委員会(MWCC)

渡り性水鳥保全委員会(MWCC)と作業部会は、1996年に、国際湿地保全連合アジア・太平洋地域支部評議会により、1996-2000年の「戦略」の実施と点検を監督するために設立された。同委員会は、次の14メンバーで構成されている。6の政府代表(オーストラリア環境庁、中国国家森林局、インド環境・森林省、インドネシア森林・林産物省、日本国環境庁、ロシア連邦国家環境保護委員会)、ラムサール条約、ボン条約、国際NGO(バードライフ・インターナショナル、世界自然保護基金)、3つの作業部会の委員長(ガン・カモ類、ツル類、シギ・チドリ類)、国際湿地保全連合専門家グループ・コーディネーター。その構造は図のとおりである。委員会は、戦略調整官(Strategy Coordination Officer)による支援を受けている。



委員会は、「戦略」の実施の調整、モニター及び報告、資金獲得、プロジェクト形成及び戦略調整官の活動の監督について全般的責任を負う。委員会の具体的任務は次の通りである。

- ・ アジア・太平洋地域の各国政府による「戦略」の採択と実施を促進及び奨励する。
- ・ 「戦略」の実施をモニタする。
- ・ 作業部会に対する指導を行って、各種群の行動計画及び生息地ネットワークの実施を監督する。
- ・ 作業部会に対し助言するとともに、その進捗状況をモニターする。
- ・ 渡り性の水鳥の保全のための各種イニシアティブと湿地及びその他の湿地の種についてのイニシアティブとの間のパートナーシップ及び関係作りをモニターするとともに奨励する。
- ・ 2000年以降の水鳥とその生息地の保全のための案を形成する。
- ・ 国際湿地保全連合アジア・太平洋支部及びその他の機関に対して、資金投入とプロジェクトについての優先順位について、助言を行う。
- ・ 国際湿地保全連合アジア・太平洋支部に対し、活動について報告する。
- ・ 戦略調整官の年次作業プログラムを点検する。

委員会の連絡先等についての詳細は資料6を参照。

#### ・ 作業部会(Working Groups)

1996-2000年の間、シギ・チドリ類、ツル類及びガン・カモ類についての行動計画を実施するための活動の調整は、3つの国際的な作業部会を通じて行われた。これらの作業部会は、MWCCによって設立され、それぞれ、政府、技術的機関及びNGOからの6-9名で構成されている。それぞれの作業部会は、1名のフライウェイ担当官(フライウェイ・オフィサー)の支援を受ける。

各作業部会は、それぞれの行動計画の作成、調整、モニタリング及び実施状況の報告、プロジェクトの形成、資金獲得活動の支援及びフライウェイ担当官(フライウェイ・オフィサー)の活動の監督の責任を負う。連絡先等についての詳細は資料6を参照。

これらの作業部会は、引き続き、MWCCを支援する役割を果たす。「戦略」の特定の課題をこなすために別の作業部会を設立することも考えられる。

#### ・ 水鳥担当官(Waterbird Officers)

NGOの連合体が、戦略調整官及びフライウェイ担当官(フライウェイ・オフィサー)を提供する。

- ・ **戦略調整官**(Strategy Coordination Officer) - 国際湿地保全連合アジア・太平洋地域支部がMWCCとフライウェイ・オフィサーを支援する事務局を提供するとともに、「戦略」の実施を調整する。
- ・ **ツル類フライウェイ担当官**(Crane Flyway Officer)は、日本野鳥の会が提供し、北東アジア・フライウェイについての「ツル類行動計画」を実施する。
- ・ **ガン・カモ類フライウェイ担当官**(Anatidae Flyway Officer)は、日本雁を保護する会が提供し、東アジア・フライウェイについての「ガン・カモ類行動計画」を実施する。
- ・ **シギ・チドリ類フライウェイ担当官**(Shorebird Flyway Officer)は、国際湿地保全連合オセアニア支部が提供し、東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイについての「シギ・チドリ類行動計画」と西太平洋フライウェイについてのシギ・チドリ類の保全行動を実施する。

## 4.2 「戦略」の資金確保

1996-2000年の間、オーストラリア環境庁、日本国環境庁及び国際湿地保全連合が、「戦略」及び各「行動計画」を実施する活動並びに MWCC と作業部会の会合を支援するための中核資金を提供した。また、「2001-2005年戦略」の作成のための資金も提供した。これらの機関は、「2001-2005年戦略」を実施するために、引き続き、アジア・太平洋地域の政府及びその他の機関と一緒に作業したいとしている。

「2001-2005年戦略」に示された中核的要素の実施には、相当額の資金が必要である。多数の機関・組織が、様々な資金源から資金を得てそれらの活動の一部を既に実施しつつある。既存の資金の再配分により可能となる活動もある。この「戦略」の大半の適期でかつ持続可能な実施を確保するため、追加的資金が必要になる。

資金獲得は、国際湿地保全連合(MWCC 及び作業部会を含む。)及びフライウェイ・オフィサーを提供する組織の責任である。資金獲得は、詳細な資金獲得プログラムを作成し、その指針に従って行うことになる。

## 4.3 「戦略」の評価

この「戦略」の実施についての報告及び「戦略」の成果の評価は、定期的に行う。報告に関する情報は、MWCC が、実施に関わっている機関・組織に報告の提供を求め、とりまとめる。報告は一般に公開する。進捗状況報告は、適当な水鳥及び湿地の保全に関する国際会議その他のフォーラムにおいても発表する。

2003年には、中間点検を行う。最終年の2005年中には、包括的な独立最終評価を行う。MWCC、差屏風会及び主要な協力機関がその報告を評価する。「戦略」の実施の成否の評価に基づいて、将来の保全イニシアティブを作成する。

## 5 参考文献

- Adyasuren Tsokhiogiin, Mundkur, T. & Ayushiin Namkhai. 1998. *Proceedings of International Workshop on Wetland Conservation in Mongolia and North-East Asia*. Ulaanbaatar, Mongolia, 16-19 September 1997. Development & Environment NGO, Ulaanbaatar, Mongolia and Wetlands International, Kuala Lumpur, Malaysia. 181pp.
- Anonymous. 1996. *Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy: 1996-2000*. Wetlands International – Asia Pacific, Kuala Lumpur, Malaysia and International Waterfowl and Wetlands Research Bureau, Japan Committee, Tokyo, Japan. 41pp.
- Australian Nature Conservation Agency. 1996. *A Directory of Important Wetlands in Australia*. Second Edition, Australian Nature Conservation Agency, Canberra, Australia.
- AWB. 1994. *Priorities in Wetland Conservation in South-east Asia: Selected Recommendations for Action*. Ramsar South-east Asia Regional Workshop. 29 March - 1 April 1994, Indonesia. Asian Wetland Bureau, Kuala Lumpur, Malaysia. 39pp.
- Beintema, A. & J. van Vessem (eds.) 1999. *Strategies for Conserving Migratory Waterbirds*. Procs. of Workshop 2 of the 2<sup>nd</sup> International Conference on Wetlands and Development held in Dakar, Senegal, 8-14 November 1998. Wetlands International Publication No. 55. Wageningen, The Netherlands. 71pp.
- Circumpolar Seabird Working Group. 1997. *Circumpolar Eider Conservation Strategy and Action Plan*. Conservation of Arctic Flora and Fauna. Akureyri, Iceland.
- Chan, S. 1999. *Atlas of Key Sites for Cranes in the North East Asian Flyway*. Wetlands International - Japan, Tokyo, Japan. 67pp.
- Chen Kelin & Zhang Guixin (eds.) 1998. *Wetland and Waterbird Conservation – Proceedings of an International Workshop on Wetland and Waterbird Conservation in North East Asia*. Wetland International –China Programme. China forestry Publishing House, Beijing. China.
- Collar, N.J., Crosby, M.J. & Stattersfield, A.A. 1994. *Birds to Watch 2. The World List of Threatened Birds*. BirdLife Conservation Series No. 4. BirdLife International, Cambridge.
- Hafner, H., Lansdown, R.V., Kushlan, J.A., Butler, R.W., Custer, T.W., Davidson, I.J., Erwin, R.M., Hancock, J.A., Lyles, A.M., Maddock, M., Marion, L., Morales, G., Mundkur, T., Perennou, C., Pineau, O., Turner, D., Ulenaers, P., van Vessem, J. & Young, L. 2000. Conservation of herons. Pp 343-376. *In Heron Conservation* (Eds. Kushlan, J.A. and H. Hafner). Academic Press, San Diego.
- Heredia, B., Rose, L. & Painter, M. (eds.) 1996. *Globally threatened birds in Europe: Action plans*. Council of Europe Publishing, Strasbourg, France. 408pp. [on-line] <http://europa.eu.int/comm/environment/nature/directive/birdspriority.htm>
- Ichida, Noritaka. 1994. *The proposed international wetland nature reserve network*. Pp. 176-181. *In The Future of Cranes and Wetlands*. Eds. Hiroyoshi Higuchi & J. Minton. Wild Bird Society of Japan, Tokyo. Japan. 181pp.
- IUCN. 1996. *1996 IUCN Red List of Threatened Animals*. IUCN, Grand, Switzerland. 378pp.
- Jaensch, R. (ed.) 1996. *Wetland Conservation in the Pacific Islands Region*. Proceedings of the Regional Workshop on Wetland Protection and Sustainable Use in Oceania, Port Moresby, Papua New Guinea, 6-10 June 1994. Wetlands International - Asia Pacific Publication No. 118, Canberra, Australia. 222 pp.
- Meine, C.D. Archibald, G., & IUCN/SSC Crane Specialist Group (compilers) 1996. *The Cranes: Status Survey and Conservation Action Plan*. IUCN, Gland, Switzerland. 282pp.
- Miyabayashi, Y & Mundkur, T. 1997. *Action plan for conservation of Anatidae in the East Asian Flyway*. Pp. 90-94. *In Determining priorities for waterbird and wetland conservation*. Proceedings of Workshop 4 of the International Wetlands and Development Conference, Kuala Lumpur, 9-13 October 1995. Ed. J. van Vessem. Wetlands International, Kuala Lumpur.
- Miyabayashi, Y. & Mundkur, T. 1999. *Atlas of Key Sites for Anatidae in the East Asian Flyway*. Wetlands

## Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 31 of 40

- International - Japan, Tokyo, and Wetlands International - Asia Pacific, Kuala Lumpur. 148pp. [on-line]  
<http://www.jawgp.org/anet/aaa1999/aaaendx.htm>
- Mundkur, T., Matsui, K., Chan, S., Miyabayashi, Y. & Watkins, D. 1999. *Promoting Migratory Waterbird Conservation in the Asia-Pacific*. Pp 6-12. In *Strategies for Conserving Migratory Waterbirds - Proceedings of Workshop 2 of the 2<sup>nd</sup> International Conference on Wetlands and Development held in Dakar, Senegal, 8-14 November 1998*. (Eds. A. Beintema & J. van Vessem). Wetlands International Publication No. 55. Wageningen, the Netherlands. 71 pp.
- North American Waterfowl Management Plan Committee, the. 1999. *1998 Update, North American Waterfowl Management Plan, Expanding the Vision*. U.S. Department of the Interior, Fish and Wildlife Service, Arlington, Environment Canada, Canadian Wildlife Service, Hull, and Instituto Nacional de Ecologia, Mexico, 33pp. [on-line]  
<http://www.nawmp.ca/pdf/update-e.pdf> (2.4MB)
- O'Donnel, C. and Fjeldsa, J. (compilers) 1997. *Grebes - Status Survey and Conservation Action Plan*. IUCN/SCC Grebe Specialist Group. IUCN, Gland, Switzerland.
- Perennou, C., Mundkur, T., Scott, D.A., Follestad, A. & Kvenild, L. 1994. *The Asian Waterfowl Census 1987-91: Distribution and Status of Asian Waterfowl*. AWB Publication No. 86. IWRB Publication No. 24. AWB, Kuala Lumpur, Malaysian and IWRB, Slimbridge, UK. 372pp.
- Ramsar Convention Bureau. 2000. *Ramsar handbooks for the wise use of wetlands*. (9 Handbooks) Ramsar Convention Bureau, Gland, Switzerland.
- Rose, P.M. & D.A. Scott. 1997. *Waterfowl Population Estimates*. Second Edition. Wetlands International Publication 44. Wageningen, The Netherlands. 106pp.
- Scott, D.A. 1989. *A Directory of Asian Wetlands*. IUCN, Gland, Switzerland. 1181pp.
- Scott, D.A. 1993. *A Directory of Wetlands in Oceania*. International Waterfowl and Wetlands Research Bureau, Slimbridge, U.K. and Asian Wetland Bureau, Kuala Lumpur, Malaysia. 444pp.
- Scott, D.A. 1998. *Global overview of the Conservation of Migratory Arctic Breeding birds outside the Arctic*. Wetlands International Publication No. 45. Wageningen, The Netherlands and CAFF Technical Report No. 4. CAFF. Iceland. 132pp.
- Scott, D.A. and Poole, C. 1989. *A Status Overview of Asian Wetlands*. Asian Wetland Bureau, Kuala Lumpur.
- Scott, D.A. & Rose, P.M. 1996. *Atlas of Anatidae Populations in Africa and Western Eurasia*. Wetlands International Publication 41. Wageningen. The Netherlands. Pp 336.
- Severinghaus, L.L., Koen, B. Chan, S., Chong, J. Coulter, M.C., Poorter, E.P.R., & Wang, T. 1995. *Action Plan for the Black-faced Spoonbill *Platalea minor**. Chinese Wild Bird Federation, Taipei.
- Shorebird Working Group of Wetlands International - Asia Pacific. 1999. *Action Plan for the Conservation of Migratory Shorebirds in Asia Pacific: 1998-2000*, Environment Australia, Canberra, Australia. 9pp.
- Straw, P. (ed.) 1997. *Shorebird Conservation in the Asia Pacific Region*. Based on papers presented at a symposium held on 16-17 March 1996, Brisbane, Australia. The Australasian Wader Studies Group, Victoria, Australia.
- UNEP/CMS. 1997. *Proceedings of the Fifth Meeting of the Conference of the Parties*. Geneva. Switzerland, 10-16 April 1997. UNEP/CMS Secretariat, Bonn, Germany. 179 pp.
- UNEP/CMS. (ed.) 1999. *Conservation Measures for the Siberian Crane*. CMS Technical Series Publication No.1, UNEP/CMS Secretariat, Bonn, Germany.
- Vessem, J. van. (ed.) 1997. *Determining priorities for waterbird and wetland conservation*. Proceedings of Workshop 4 of the International Wetlands and Development Conference, Kuala Lumpur, 9-13 October 1995. Wetlands International, Kuala Lumpur.
- Weaver, K. 1997. *Conservation planning for migratory waterbirds in the Asia Pacific Flyways: bilateral and multilateral approaches*. Pp. 29-46. In *Determining priorities for waterbird and wetland conservation*. Proceedings of Workshop 4 of the International Wetlands and Development Conference, Kuala Lumpur, 9-13 October 1995. (Ed. J. van Vessem.) Wetlands International, Kuala Lumpur.

## Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 32 of 40

Wells, D. R. & Mundkur, T. (eds.) 1996. *Proceedings of the international workshop on Conservation of migratory waterbirds and their wetland habitats in the East Asian-Australasian flyway*. Wetlands International - Asia Pacific, Kuala Lumpur, Publication No 116 and International Waterfowl and Wetlands Research Bureau, Japan Committee, Tokyo. 304pp.

Others to be listed

## 6 資料

**資料 1: アジア・太平洋地域における水鳥の保全に直接関係する国際条約の締結  
1 Annex 3. Accession to international conventions directly relevant  
to the conservation of waterbirds in the Asia-Pacific region**

国・地域	条約 <sup>1</sup>		
	生物多様性	ボン	ラムサール
Afghanistan			
Australia	Yes	Yes	Yes
Azerbaijan <sup>2</sup>			
Bangladesh	Yes		Yes
Bhutan	Yes		
Brunei Darussalam			
Cambodia	Yes		Yes
China, People's Republic of	Yes		Yes
Cook Islands	Yes		
East Timor			
Fiji	Yes		
France (French Polynesia, New Caledonia and Wallis and Futuna Islands)	(Yes)	(Yes)	(Yes)
India	Yes	Yes	Yes
Indonesia	Yes		Yes
Iran, Islamic Republic of	Yes		Yes
Japan	Yes		Yes
Kazakhstan <sup>2</sup>	Yes		
Kyrgyzstan <sup>2</sup>	Yes		
Kiribati	Yes		
Korea, People's Democratic Republic of			Yes
Korea, Republic of			
Lao People's Democratic Republic	Yes		
Malaysia	Yes		Yes
Maldives	Yes		
Marshall Islands	Yes		
Micronesia, Federated States of	Yes		
Mongolia	Yes	Yes	Yes
Myanmar	Yes		
Nauru	Yes		
Nepal	Yes		Yes
New Zealand	Yes		Yes



# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 34 of 40

国・地域	条約 <sup>1</sup>		
	生物多様性	ボン	ラムサール
Niue	Yes		
Northern Mariana Islands			(Yes)
Pakistan	Yes	Yes	Yes
Palau	Yes		
Papua New Guinea	Yes		Yes
Philippines	Yes	Yes	Yes
Russian Federation	Yes		Yes
Singapore	Yes		
Solomon Islands	Yes		
Sri Lanka	Yes	Yes	Yes
Tajikistan <sup>2</sup>	Yes		Yes*
Thailand			Yes
Tokelau	(Yes)		(Yes)
Tonga	Yes		
Turkmenistan <sup>2</sup>	Yes		
Tuvalu			
United Kingdom (Pitcairn Islands)	(Yes)	(Yes)	(Yes)
United States of America (Alaska, Hawaii and Guam)			(Yes)
United States of America (American Samoa)		(Yes)	(Yes)
Uzbekistan <sup>2</sup>	Yes	Yes	Yes*
Vanuatu	Yes		
Viet Nam	Yes		Yes
Western Samoa	Yes		
TOTAL	43 (3)	10 (3)	28 (8)
	79.6%	18.5%	51.9%

Notes:

Yes - 締約国, (Yes) - 締約国である国の領土, Yes\* 締約国の地位の承継を宣言.

<sup>1</sup> ラムサール - 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(Convention on Wetlands of International Importance especially as Waterfowl Habitat: ラムサール条約); 2000年9月1日現在

ボン - 移動性野生動物の種の保全に関する条約(Convention on the Conservation of Migratory Species of Wild Animals: ボン条約、CMS); 2000年9月1日現在.

生物多様性 - 生物の多様性に関する条約; 2000年9月1日現在.

<sup>2</sup> 旧ソビエト社会主義協和国連邦に属していた国々は、1991年12月21日に行われた「アルマアタ宣言」により、「それぞれの立法手続きに応じ、ソ連が署名した協定から来る国際的義務を果たすこと」を保証した。但し、1995年6月現在、カザフスタン、キルギスタン及びトルクメニスタンのラムサール条約については、まだ締結の確認が行われていなかった。

# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 35 of 40

## 資料 2: アジア・太平洋地域において保全上特別に関心が持たれる渡り性の水鳥の種 1 Annex 4. Migratory waterbird species of special conservation interest in the

種 <sup>1</sup>	英語名・和名	脅威の カテゴリー <sup>2</sup>	地位 <sup>3</sup>	個体数推計 全地球(G) 地域的 (R) <sup>4</sup>
<i>Pelecanus philippensis</i>	Spot-billed Pelican フィリピン ペリカン	VU	MR	11,500 (G)
<i>Pelecanus crispus</i>	Dalmatian Pelican ハイイロペ リカン	VU	M	10,000-13,000 (R)
<i>Phalacrocorax pygmaeus</i>	Pygmy Cormorant	nt	M	<5,000 (R)
<i>Egretta eulophotes</i>	Chinese Egret カラシラサギ	EN	M	2,500 (G)
<i>Gorsachius magnificus</i>	White-eared Night-heron	CR	M	<100 (G)
<i>Gorsachius goisagi</i>	Japanese Night-heron ミゾゴイ	VU	M	<25,000 (G)
<i>Ixobrychus eurhythmus</i>	Schrenck's Bittern オオヨシゴ イ	nt	M	<100,000 (G)
<i>Anastomus oscitans</i>	Asian Openbill Stork スキバシ コウ	nt	M	60,000 (G)
<i>Ciconia boyciana</i>	Oriental Stork コウノトリ	EN	M	2,500 (G)
<i>Leptoptilos javanicus</i>	Lesser Adjutant	VU	MR	5,000 (G)
<i>Leptoptilos dubius</i>	Greater Adjutant オオハゲコウ	EN	MR	<700 (G)
<i>Threskiornis melanocephalus</i>	Black-headed Ibis クロトキ	nt	MR	<100,000 (G)
<i>Platalea minor</i>	Black-faced Spoonbill クロツラ ヘラサギ	CR	M	350 (G)
<i>Phoeniconaias minor</i>	Lesser Flamingo コガタフラミ ンゴ	nt	MR	150,000 (R)
<i>Anser cygnoides</i>	Swan Goose サカツラガン	VU	M	50,000 (G)
<i>Anser erythropus</i>	Lesser White-fronted Goose カ リガネ	VU	M	6,000 (R)
<i>Branta ruficollis</i>	Red-breasted Goose アオガン	VU	M	65,000 (G)
<i>Tadorna cristata</i>	Crested Shelduck カンムリツ クシガモ	CR	M	0-100 (G)
<i>Aix galericulata</i>	Mandarin Duck オシドリ	nt	MR	70,000 (G)
<i>Anas formosa</i>	Baikal Teal トモエガモ	VU	M	75,000 (G)
<i>Marmaronetta angustirostris</i>	Marbled Teal ウスユキガモ	VU	M	5,000 (R)
<i>Aythya baeri</i>	Baer's Pochard アカハジロ	VU	M	<25,000 (G)
<i>Aythya nyroca</i>	Ferruginous Duck メジロガモ	VU	M	15,000 (R)
<i>Polysticta stellerii</i>	Steller's Eider コケワタガモ	VU	M	150,000-250,000 <sup>5</sup> (R)
<i>Somateria fischeri</i>	Spectacled Eider	VU	M	<200,000 <sup>5</sup> (G)
<i>Mergus squamatus</i>	Scaly-sided Merganser コウラ イアイサ	VU	M	4,000 (G)
<i>Oxyura leucocephala</i>	White-headed Duck	VU	M	300 (R)
<i>Grus nigricollis</i>	Black-necked Crane オグロツ ル	VU	MR	5,554 (G)
<i>Grus monacha</i>	Hooded Crane ナベヅル	CD	M	11,800 (G)

# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 36 of 40

種 <sup>1</sup>	英語名・和名	脅威の カテゴリー <sup>2</sup>	地位 <sup>3</sup>	個体数推計 全地球(G) 地域的 (R) <sup>4</sup>
<i>Grus japonensis</i>	Red-crowned Crane タンチョウ	VU	MR	1,650 (G)
<i>Grus vipio</i>	White-naped Crane マナヅル	VU	M	5,000-6,000 (G)
<i>Grus antigone (sharpei)</i>	Eastern Sarus Crane オオヅル	EN	MR	<1,000 (G)
<i>Grus leucogeranus</i>	Siberian Crane ソデグロヅル	EN	M	2,610 (G)
<i>Coturnicops exquisitus</i>	Asian Yellow Rail	VU	M	?
<i>Crex crex</i>	Corncrake ウズラクイナ	VU	M	?
<i>Heliopais personata</i>	Masked Finfoot アジアヒレアシ	VU	M	10,000 (G)
<i>Vanellus gregarius</i>	Sociable Plover	VU	M	<1,000 (R)
<i>Vanellus cinereus</i>	Grey-headed Lapwing ケリ	nt	MR	<100,000 (G)
<i>Charadrius placidus</i>	Long-billed Plover イカルチドリ	nt	M	<25,000 (G)
<i>Numenius tahitiensis</i>	Bristle-thighed Curlew ハリモモ チュウシャクシギ	VU	M	10,000 (G)
<i>Numenius tenuirostris</i>	Slender-billed Curlew シロハラ チュウシャクシギ	CR	M	100-400 (G)
<i>Numenius madagascariensis</i>	Far Eastern Curlew ホウロクシ ギ	nt	M	21,000 (G)
<i>Tringa guttifer</i>	Spotted Greenshank カラフト アオアシシギ	EN	M	1,000 (G)
<i>Gallinago hardwickii</i>	Japanese Snipe オオジシギ	nt	M	36,000 (G)
<i>Gallinago nemoricola</i>	Wood Snipe モリジシギ	VU	M	<10,000 (G)
<i>Limnodromus semipalmatus</i>	Asian Dowitcher シベリアオオ ハシシギ	nt	M	15,000-20,000 (G)
<i>Eurynorhynchus pygmaeus</i>	Spoon-billed Sandpiper ヘラシ ギ	VU	M	4,000-6,000 (G)
<i>Larus relictus</i>	Relict Gull ゴビズキンカモメ	nt	M	12,000 (G)
<i>Larus saundersi</i>	Saunders's Gull ズグロカモメ	EN	M	3,000 (G)
<i>Larus brevirostris</i>	Red-legged Kittiwake アカアシ ミツユブカモメ	VU	M	250,000 (G)
<i>Sterna albistriata</i>	Black-fronted Tern クロビタイ アジサシ	VU	M	1,000-5,000 (G)
<i>Sterna bernsteini</i>	Chinese Crested Tern ササグロ オオアジサシ	CR	M	<100 (G)
<i>Rynchops albicollis</i>	Indian Skimmer	VU	M	10,000 (G)

Notes:

<sup>1</sup>. 種のリストは Collar *et al.* (1994) and Perennou *et al.* (1994)による。このリストは、アジア・太平洋地域内で花穂区しかつ渡りを行う種と個体群を掲げている。加えて、全地球的に脅かされていて、かつ、この地域内で繁殖するが他の地域に渡りを行う *Crex crex* 及び *Numenius tenuirostri* も含めている。

<sup>2</sup>. 脅威のカテゴリーは、IUCN/Species Survival Commission (1994)による。以下は、分類の基準について説明している刊行物からの抜き出したものである。

絶滅(EXTINCT) (EX). A taxon is Extinct when there is no reasonable doubt that the last individual has died.最後の個体が死んだことが合理的に疑われることのない場合、その分類群は「絶滅」とされる。

野生において絶滅(EXTINCT IN THE WILD) (EW). 栽培下または飼育下でのみ存続していることが知られている場合、または、過去の分布範囲を大きく外れたところでのみ自然に放たれた個体群(単数または複数)が存続していることが知られている場合、その分類群は「野生において絶滅」とされる。歴史的に分布範囲であった地域全体において、適当な時間(継続時間、季節、年間)をかけて、知られている生息地及び可能性のある生息地において調査を尽くしても、個体を記録することができなかった場合に、その分類群は野生において絶滅したと推測される。調査は、その分類群のライフサイクル及び生活形態に応じて、適当な時間的枠組みで行われるべきである。

絶滅の危機に瀕している(CRITICALLY ENDANGERED) (CR). ごく近い将来に野生において絶滅するごく高い危険に直面している場合、その分類群は「絶滅の危機に瀕している」とされる。

絶滅のおそれがある(ENDANGERED) (EN). 「絶滅の危機に瀕している」ものほどではないが、近い将来に野生において絶滅する大変に高い危険に直面している場合、その分類群は「絶滅のおそれがある」とされる。

絶滅のおそれが生じやすい(VULNERABLE) (VU). 「絶滅の危機に瀕している」及び「絶滅のおそれがある」ではないが、現在の状態をもたらした圧迫要因が引き続き作用する場合、「絶滅の危機に瀕している」または「絶滅のおそれがある」に移行することが確実であると考えられる場合、その分類群は「絶滅の恐れが生じやすい」とされる。

低位危険度(LOWER RISK) (LR). A taxon is Lower Risk when it has been evaluated, does not satisfy the criteria for any of the categories Critically Endangered, Endangered or Vulnerable. Taxa included in the Lower Risk category can be separated into three subcategories: 評価されたものの、以上のいずれのカテゴリーにも該当しない場合、その分類群は「低位危険度」とされる。「低位危険度」のカテゴリーは、次の3段階に下位区分される。

1. 保全活動に依存(Conservation Dependent) (CD). その分類群を対象とした継続的な分類群保全プログラムまたはその分類群に焦点を当てた生息地保全プログラムが継続的に行われていて、そのプログラムが中止された場合に、5年以内に上のいずれかのカテゴリーに該当することになる可能性のある分類群。
2. 存続基盤が脆弱(Near Threatened) (nt). 「保全活動に依存」ではないが、「絶滅の恐れが生じやすい」に近い分類群。
3. 最小注意(Least Concern) (lc). 上の2つの下位区分に該当しない分類群

情報不足(DATA DEFICIENT) (DD). 分布及び個体数の状態に基づいて直接、間接に絶滅の危険を評価するに十分な情報が得られない場合、その分類群は「情報不足」とされる。このカテゴリーの分類群は、よく調査され、かつその生物学的情報もよく得られているものの、数または分布についての適当な情報が欠けているものであるなどする。従って、「情報不足」は、絶滅に関わる脅威或いは「低位危険度」のカテゴリーではない。分類群のこのカテゴリーへの掲載は、もっと情報が必要であることを意味し、かつ、今後の調査研究によって絶滅の危険度の分類が適当であることがわかる可能性を認めるものである。存在するあらゆるデータを積極的に利用することが重要である。多くの場合、「情報不足」にするか、絶滅の危険度の分類を行うかの選択に際しては、十分な注意が必要である。ある分類群の分布範囲が相対的に限定されていると疑われ、その分類群についての最後の記録からかなりの時間が経過している場合には、絶滅の危険度の分類を当てはめることが妥当であろう。

未評価(NOT EVALUATED) (NE). 以上の評価基準に当てはめられた評価がまだ行われていない場合、その分類群は「未評価」とされる。

3. 種の地位は、Anon (1993)による。M - 渡りを行う種 MR - 渡りを行う種であるが、渡りをしない個体群がある。
4. 個体数推計は、Perennou *et al.* (1994) 及び Rose and Scott (1997)による。「全地球」の個体数(G)の推計は、アジア・太平洋地域に限られる種について記載。アジア・太平洋地域以外にも分布する種については、地域の個体数(R)の推計を記載。「？」は、情報無し。種の個体群の個体数についての詳細を、種または種群の行動計画に盛り込むことになる。
5. W. Larned, U.S. Fish and Wildlife Service (in litt. 1996)による個体数推計。

和名は、「コンサイス鳥名事典」(三省堂、1988年)による。

資料 3: ラムサール条約 勧告 6.4

*6th Meeting of the Conference of the Contracting Parties  
Brisbane, Australia  
19-27 March 1996*

**勧告 6.4: 東アジアからオーストラレシアにかけての渡り経路に沿った登録湿地のネットワークの設立に関する「ブリスベーン・イニシアティブ」**

1. 国境をまたいで共有する湿地資源の保全と管理における国際的な協議と調整を求めた条約第 5 条を想起し、
2. 保護区のネットワークの設立を呼びかけた勧告 4.4 及び湿地の鳥類の保全のためのフライウェイの概念を認めた勧告 4.12 に留意し、
3. 湿地の諸課題についての地域的な調整の強化、他の条約及び組織との調整、及び重要な生態学的または水文学的相互関係のある湿地どうしの国際的なネットワークの設立を呼びかけた釧路声明(決議 5.1)を承知し、
4. 移動性の種の保全に関する国際協力を改善させるメカニズムとしてラムサール条約事務局とボン条約事務局とが作成しようとしている覚書の作成を歓迎しつつ、
5. 地球上の主要なフライウェイのそれぞれにおいて、政府、非政府組織及び地域共同体を渡り性の水鳥の保全に参加させるような調和された多国間のアプローチの必要性を確信し、
6. そのようなアプローチは、中心的性格として、渡り性の水鳥の保全のため、ラムサール条約が定義する国際的に重要な湿地のネットワークを持つべきであることを更に確信し、
7. それらの国際的に重要な湿地の一部の社会・経済的また文化的な重要性に留意し、
8. 南北アメリカで作成された西半球シギ・チドリ類保護区ネットワークが、渡り性のシギ・チドリ類の種の保全における国際協力の結うような模範であることに留意し、
9. ボン条約の下にアフリカ・ユーラシア渡り性の水鳥の保全に関する協定が最近採択されたことに更に留意し、
10. 1994 年 12 月に釧路で開催された渡り性の水鳥とその湿地生息地の保全に関する地域技術ワークショップの参加者が、アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略(Asia-Pacific Migratory Waterbird Conservation Strategy)の作成を通じて東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイに沿った渡り性の水鳥の保全についての調和された多国間のアプローチを支持するとともに、東アジア・オーストラリア周辺地域シギ・チドリ類保護区ネットワーク(East Asian-Australasian Shorebird Reserve Network)を直ちに設立するよう勧告したことに留意し、
11. 1995 年 3 月のラムサール条約地域会合で採択された『デリー宣言』が、『アジアのフライウェイにおける渡り性の水鳥を保全する努力の調整のための枠組を作るイニシアティブの支持』を求めたことに留意し、
12. 主要なフライウェイに沿った締約国の協力的行動を通じて、渡り性の水鳥にとって国際的に重要な湿地のネットワークの形成を支援することにより、ラムサール条約がそのような多国間のアプローチの展開を実現することができることを確信し、

締約国は、

13. 東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイに沿った渡り性シギ・チドリ類にとって国際的に重要なラムサール条約登録湿地及びその他の湿地の、渡り性シギ・チドリ類にとって適した状態を維持するために管理されるネットワークの設立を呼びかける「ブリスベーン・イニシアティブ」として、この勧告を採択する。
14. 締約国に対し、アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略の実施を支持することを検討するよう奨励する。
15. 東アジア・オーストラリア周辺地域フライウェイ内の締約国に対し、1以上の適当な湿地をネットワークに入れることにより東アジア・オーストラレシア・シギ・チドリ類保護区ネットワークに対する支持を具体的に示すよう勧奨する。
16. このフライウェイに沿って位置するがラムサール条約締約国でない他の国または地域に対し「ブリスベーン・イニシアティブ」を推薦するとともに、それらの国または地域が、ブリスベーン・イニシアティブに全面的に参加するよう勧奨する。
17. 更に、アジア・太平洋地域のその他のグループの渡り性水鳥及びその他の渡り経路の水鳥に対しても渡り経路の湿地のネットワーク作りのアプローチの検討を推薦する。
18. 更に、ネットワーク参加国に対し、調整されたやり方でそのようなネットワークを維持し、拡大するために協働するとともに、大衆の意識向上、研修訓練及び情報交換を促進し、それにより渡り性のシギ・チドリ類とその生息地の長期的な保全に寄与するよう勧奨する。

資料 4: ラムサール条約勧告 7.3



*“People and Wetlands: The Vital Link”  
7<sup>th</sup> Meeting of the Conference of the Contracting Parties  
to the Convention on Wetlands (Ramsar, Iran, 1971),  
San José, Costa Rica, 10-18 May 1999*

アジア・太平洋地域における渡り性水鳥の保全に関する多国間協力

1. 国境をまたいで共有する湿地資源の保全と管理における国際的な協議と調整を求めた条約第 5 条を想起し、
2. 湿地保護区のネットワークの設立を呼びかけた第 4 回締約国会議の勧告 4.4 及び渡り経路の概念を確認した締約国会議勧告 4.12 に留意し、
3. ボン条約との協力、フライウェイ協定、ネットワークその他の渡り鳥を扱ったメカニズムを通じた湿地の種に関する国際協力に対するラムサール条約側からの寄与を規定している 1997 年から 2000 年までの締約国会議の戦略計画の行動 7.2.5 に留意し、
4. 水鳥の保全に欠くことのできない重要な生息地のネットワークの設立及び水鳥の持続可能な管理アジア・太平洋地域における水鳥の種の保全のための協同行動のメカニズムの強化を呼びかけるとともに、地域多国間水鳥協定の作成を勧告した 1994 年の「釧路イニシアティブ」を想起し、
5. 第 6 回締約国会議で採択された「ブリスベン・イニシアティブ」に従い、東アジア・オーストラリア周辺地域シギ・チドリ類保護区ネットワークが設立され、拡大を続けていることに留意し、
6. 更に、北東アジア・ツル類重要生息地ネットワーク(North East Asian Crane Site Network)及び東アジア・フライウェイにおけるガンカモ類重要生息地ネットワーク(Anatidae Site Network in the East Asian Flyway)の設立に留意し、
7. 1996-2000 年アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略が、アジア・太平洋地域多国間渡り性水鳥保全協定の作成を呼びかけたことを想起し、
8. 第 7 回締約国会議決議 VII.19 によるラムサール条約下の国際協力に関するガイドラインに留意し、
9. 地域協定の作成を優先課題とし、1996-2000 年アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略に対する支持の継続を呼びかけているボン条約締約国会議の決議 5.4 を認知し、
10. ボン条約の下に締結された移動範囲国間協定を含む两条約の実施の協力の強化についてのラムサール条約事務局とボン条約事務局との間の覚書を承知しつつ、
11. 地球上のフライウェイにおける渡り性水鳥の保護に向けた調和された多国間のアプローチの必要性を確信し、
12. 渡り性水鳥の保全における国際協力の利用価値のあるモデルとしてのアフリカ・ユーラシア水鳥協定を認識し、
13. ラムサール条約は、主要な渡り経路に沿った締約国の協同行動を通じて、アジア・太平洋地域の水鳥

## Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 41 of 40

の保全に対する多国間のアプローチの展開を準備し得ると確信して、

締約国会議は、

14. 各締約国に対し、1996年-2000年アジア・太平洋地域渡り性水鳥保全戦略を支援するとともに、2000年以降に向けたアジア・太平洋地域の渡り性水鳥とその生息地の保全のための国際協力の枠組を確実なものとし、かつ拡大するために作業するよう要求する。

15. アジア・太平洋地域の締約国に対し、アジア・太平洋渡り性水鳥保全戦略の下に設立されたネットワークに更に湿地を追加するとともに、この戦略の下に作成された行動計画に全面的に参加するよう勧奨する。

(c)

16. C この条約の締約国でないアジア・太平洋地域の他の国々に対しこの戦略を推薦するとともに、その実施に全面的に参加するよう勧奨する。

17. 各締約国に対し、アジア・太平洋地域のすべての国を含む、渡り性の水鳥とその生息地のための保全の長期的枠組とするために、多国間の協定またはその他の措置の作成を前向きに検討するよう要請する。



資料 5: ラムサール条約 決議 VII.21



**“People and Wetlands: The Vital Link”**  
**7<sup>th</sup> Meeting of the Conference of the Contracting Parties**  
**to the Convention on Wetlands (Ramsar, Iran, 1971),**  
**San José, Costa Rica, 10-18 May 1999**

### 潮間湿地の保全と懸命な利用の促進

1. 干潟、塩性湿地、マングローブ及び藻場を含む潮間湿地が持つかけがえのない経済上、社会上及び環境上の価値、特に、漁業、生物多様性、海岸保護、レクリエーション及び水質に関わる価値を認め、
2. 世界の相当数の人々の生活が潮間湿地の生産力と価値に依存していることを承知し、
3. 潮間湿地とその価値の大きな部分が既に失われたかまたは悪化したこと、特に、干拓、持続不可能な養殖及び汚濁によってそうなったこと、また、一部の地域においては、干拓等の規模が拡大し続けていることを憂慮し、
4. 潮間湿地、特に干潟の生産力と価値について、ますます科学的証拠が集まり、また、地域共同体の意識が高まってきていること及び現地レベル及び国レベルにおいて潮間湿地の保全と懸命な利用を扱う経験と技術とが急速に拡大していることに留意し、
5. 更に、これらの経験と技術を共有し、またはそれらから利益を得られるような十分なメカニズムが地球レベルでは存在しないことに留意し、
6. 「東アジア・フライウェイに沿った締約国に対し、ラムサール条約登録湿地、特に潮間湿地を更に多く指定するよう呼びかける」との締約国会議勧告 5.1 を想起し、かつ、そういった湿地はまだラムサール条約登録湿地において十分でないことに留意し、
7. 各国に対して、渡り性の水鳥とその生息地の長期的保全に寄与すべく情報交換の分野で引き続きともに作業するよう勧奨した締約国会議勧告 6.4 を想起するとともに、潮間湿地に依存しているそのような水鳥の個体群の多くが、全地球的に脅かされているにもかかわらず、現行のラムサール条約登録湿地に十分に入っていないことに留意し、
8. 渡り性の水鳥とその生息地の長期的保全の枠組みを提供するために、アジア・太平洋地域の全ての国を含む多国間協定の作成を支持するように締約国に呼びかける今次会合勧告 7.3 に注意を促し、
9. 締約国会議勧告 6.7 が、各締約国に対し、マングローブ林とも場を含め、サンゴ礁とそれに結びついた生態系のそれにふさわしい場所を指定して、国際的に重要な湿地の登録簿に追加するように勧奨していることに留意し、
10. 更に、「海岸域の戦略的計画」に関する締約国会議勧告 6.8 が、海岸域の湿地とその他の重要な環境構成要素の保全と懸命な利用に関する適切な意思決定を呼びかけたことに留意し、

締約国会議は、

11. 締約国に対し、過去に生じた潮間湿地の消失の程度を文書化するとともに、残っている潮間湿地とその保全状態の目録を作成するよう、呼びかける。
12. 締約国に対し、ラムサール条約事務局、パートナーである国際組織及び関係するグループと協同して、潮間湿地の喪失とそのインパクトの程度及び残っている潮間湿地の代替開発戦略で、その生態学的性格の維持に役立つものについての情報の配布を可能にするイニシアティブを設立するよう要請する。
13. 締約国に対し、潮間湿地に悪影響を及ぼすような既存の政策を点検し、変更すること、潮間湿地の長期的保全の措置を導入する努力を行うこと、及び、第8回締約国会議に提出する国別報告書において、それらの行動の成否についての助言を含めることを勧奨する。
14. 更に、締約国に対し、先住民及び地域共同体にとって重要な湿地及び全地球的に脅かされている湿地の種を擁する湿地を優先して、より多くかつより広い潮間湿地を国際的に重要な湿地(締約国会議決議 VII.11 により奨励されている通り。)として特定し、かつ指定するよう勧奨する。
15. すべての締約国に対し、それらの活動の環境と社会へのインパクトについての評価と適切な調査研究により、環境と地域共同体の両方と調和するような持続可能な水産養殖のシステムの確立を目指した措置が特定される時までは、海岸域の湿地に有害で持続不可能な水産養殖活動の促進、そのような施設の新設及び拡大を保留するよう、勧奨する。

# Asia-Pacific Migratory Waterbird Strategy: 2001-2005

September 2000 FIRST CONSULTATION DRAFT Page 44 of 40

## 資料 6: 渡り性水鳥保全委員会(MWCC)と作業部会の連絡先詳細

MWCC  
Interim-Chair  
Ms. Alison RUSSELL-FRENCH  
Biodiversity Group, Environment Australia  
GPO Box 636, Canberra ACT 2601, AUSTRALIA  
Tel: +61-2-627 42220  
Fax: +61-2-625 42399  
Email: alison.russell-french@ea.gov.au

Strategy Coordination Officer  
Dr Taej MUNDKUR  
Wetlands International - Asia Pacific  
3A39, Block A Kelana Centre Point  
Jalan SS7/19  
47301 Petaling Jaya, Selangor, Malaysia  
Tel: +60-3-704 6770  
Fax: +60-3-704 6772  
Email: taej@wiap.nasionet.net

ANATIDAE WORKING GROUP  
Chair  
Masayuki KURECHI  
Japan Association for Wild Geese Protection  
Minamimachi 16  
Wakayanagi 989-55 JAPAN  
Tel: +81- 228-32-2004  
Fax: +81- 228-32-3294  
Email: son\_goose@mva.biglobe.ne.jp

Anatidae Flyway Officer  
Yoshihiko MIYABAYASHI  
Japan Association for Wild Geese Protection  
Minamimachi 16  
Wakayanaggi 989-55  
Japan  
Tel./Fax: +81-228-32-2592  
Email: yym@mub.biglobe.ne.jp

CRANE WORKING GROUP  
Chair  
Noritaka ICHIDA  
Director, International Center  
Wild Bird Society of Japan  
WING, 2-35-2, Minamidaira  
Hino City, Tokyo, 191 JAPAN  
Tel: +81- 425-93-6871  
Fax: +81- 425-93-6873  
Email: ichida@mail.com

Crane Flyway Officer  
Simba CHAN  
International Center  
Wild Bird Society of Japan  
WING, 2-35-2 Minamidaira, Hino-shi  
Tokyo 191-0041  
Japan  
Tel: + 81-42-593-6871  
Fax: + 81-42-593-6873  
Email: simba@wing-wbsj.or.jp

SHOREBIRD WORKING GROUP  
Chair  
Mark BARTER  
21 Chivalry Avenue  
Glen Waverley  
3150 Victoria AUSTRALIA  
Phone/Fax: +61-3-9803-3330  
Email: markbarter@optusnet.com.au

Shorebird Flyway Officer  
Doug WATKINS  
Wetlands International - Oceania  
GPO 636, Canberra ACT 2601  
Australia  
Tel: +61-2-6274 2780  
Fax: +61-2-6250 0799  
Email: doug.watkins@ea.gov.au

END OF DOCUMENT